

八女市の良好な景観の形成に関する計画

八女市
平成22年6月

序．計画の位置づけと展開方針

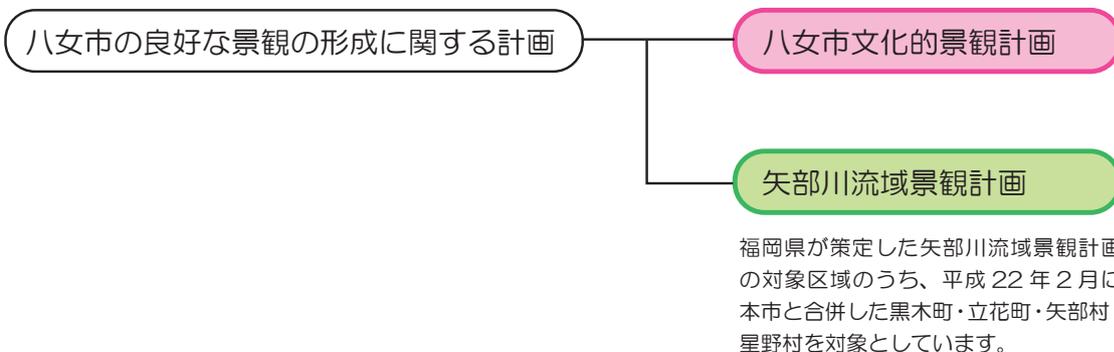
(1) これまでの経緯

- ・平成16年6月景観法が公布され、平成17年6月に全面施行されました。同法により、全国各地で景観に関する取り組みが本格化しました。
- ・景観に対する関心が高まる中、平成19年5月、本市は、黒木町・立花町・矢部村・星野村とともに、矢部川流域景観テーマ協定の締結（※）に参加しました。同協定は、矢部川流域の特色である山や川、丘陵や平野などでかたちづくられる雄大な景観を市町村の境界を越えて広域的に保全、形成していくことを目指すものです。この協定の締結によって、かけがえのない素晴らしい矢部川流域の景観を共有財産として、協働して守り、育てていくことを景観づくりの共通のテーマとして決めました。
- ・このテーマ協定の締結を受け、福岡県は、矢部川流域全体を対象として景観法に基づく景観計画の策定に着手し、平成21年3月に「矢部川流域景観計画」を策定しました。同計画によって、景観法に基づく事項が適用される景観計画区域に黒木町・立花町・矢部村・星野村が含まれました。
- ・一方、本市は、テーマ協定の締結を契機として、平成19年5月に景観行政団体となりました。旧市域を景観計画区域と定め、矢部川流域景観計画との整合を図りつつ、市独自の景観計画として平成19年度から2カ年をかけて「八女市文化的景観計画」の策定に取り組んできたところです。
- ・こうした中、平成22年2月1日、本市は黒木町・立花町・矢部村・星野村と合併しました。この合併によって、本市は景観行政団体として、この2町2村の景観行政も担うことになりました。
- ・以上の経緯を踏まえ、先述の合併前の旧八女市（以下、旧八女市）、そして黒木町・立花町・矢部村・星野村を対象とする良好な景観の形成に関する計画を策定することになりました。

※矢部川流域景観テーマ協定の締結団体：柳川市・八女市・筑後市・みやま市・黒木町・立花町・矢部村・星野村、福岡県、国の出先機関、その他流域の関係団体

(2) 計画の位置づけ

- ・本計画は、旧八女市を対象とする「八女市文化的景観計画」と、黒木町・立花町・矢部村・星野村を対象とする「矢部川流域景観計画」をあわせて、「八女市の良好な景観の形成に関する計画」として策定しました。



- ・計画の運用にあたっては、これまでの経緯を受け継ぎ、旧八女市の区域を「Aゾーン」、黒木町・立花町・矢部村・星野村の区域を「Bゾーン」に分けて、景観行政を推進します。



(3) 今後の展開方針

- ・本市が独自に策定を進めてきた「八女市文化的景観計画」の特色は、「八女文化的景観」(※)を、市民とともに、いかし、まもり・つくる取り組みを推進することです。
- ・Aゾーンは、八女文化的景観等に関する地域の調査と検討を踏まえた計画となっています。一方、Bゾーンでは、八女文化的景観等に関する地域の調査を踏まえた検討ができていません。
- ・従いまして、本計画の推進を図りながら、今後はBゾーンにつきましても改めて詳細な調査や検討を進め、計画の見直しに取り組みます。

※「八女文化的景観」とは、人々の暮らしにより支えられてきた地域固有の景観資源で構成され、八女の自然、歴史、文化、生活等、八女らしさを語る上で欠くことのできない景観を言います。

八女市
文化的景觀計畫

八女市

目 次

1. はじめに	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけと役割等	2
1-4 景観計画の区域	2
2. 景観まちづくりの考え方（良好な景観の形成に関する方針）	3
2-1 まちづくりとしての景観形成	3
(1) 全域に関する景観まちづくり	3
(2) 八女文化的景観に関する景観まちづくり	3
2-2 景観まちづくりの進め方	4
(1) 全域に関する景観まちづくりの進め方	4
(2) 八女文化的景観に関する景観まちづくりの進め方	4
2-3 景観まちづくりを推進する仕組み	5
(1) 景観をいかす仕組み	6
(2) 景観をまもり、つくる仕組み	7
3. 市全域に関する景観まちづくり	9
3-1 全域に関する景観特性	9
3-2 全域に関する景観まちづくりの方針	10
(1) 山あいの景観保全・創出	10
(2) 八女丘陵の景観保全・創出	10
(3) 八女扇状地の景観保全・創出	10
(4) 矢部川・星野川の景観保全・創出	10
(5) 広域的な道路景観の保全・創出	11
(6) 眺望景観の保全・創出	11

3-3 全域に関する景観まちづくりの具体的推進施策	・・・・・・・・	12
(1) 市民・事業者との協働		12
(2) 建築・開発行為の景観誘導		12
(3) 屋外広告物の景観誘導		13
(4) 景観上重要な緑の保全（景観重要樹木の指定方針等）		14
(5) 景観上重要な建造物等の保存活用（景観重要樹木の指定方針等）		14
(6) 道路や河川等の景観整備（景観重要公共施設の整備に関する事項等）		14
【全域に関する建築・開発行為の景観誘導】：届出対象行為、景観形成基準、環境色彩基準等		17
4. 八女文化的景観に関する景観まちづくり	・・・・・・・・	19
4-1 典型的な八女文化的景観	・・・・・・・・	19
4-2 典型的な八女文化的景観に関する景観まちづくりの提案	・・・・・・・・	19
(1) 北川内の歴史的市街地		20
(2) 福島の歴史的市街地		22
(3) 花宗堰		24
(4) 宮野公園や千間土居のクスノキ群		26
(5) 「ひ・ふ・み・よ橋」等の石橋群		28
(6) 惣川内廻水路と北田形の農村集落		30
(7) 山ノ井堰・中ノ井堰		32
(8) 八女丘陵の古墳群		34
(9) 飯塚の山村集落		36
(10) 納又の山村集落		38
(11) 飛形山の見える三河・八幡の田園地帯		40
(12) 八女中央大茶園		42
4-3 八女文化的景観に関する景観まちづくりの具体的推進に向けて	・・・・・・・・	44
(1) 先行地区の選定要件		44
(2) 先行地区指定の流れ		44
(3) 地区指定後の具体的な景観まちづくりの取り組み		44
(4) 具体的実現にあたっての課題の克服		44

1. はじめに

1-1 背景

本市は、福岡県南の筑後地方、九州山地の山間から流れる矢部川水系に位置し、水と緑に恵まれるまちです。古来より人々が定住し、豊かな自然と向き合い暮らしてきた人々の営みによって、伝統と文化が連綿と受け継がれてきました。自然、歴史文化、生活生業等と関連して、多くの景観資源を身近な生活の中でみることが出来ます。

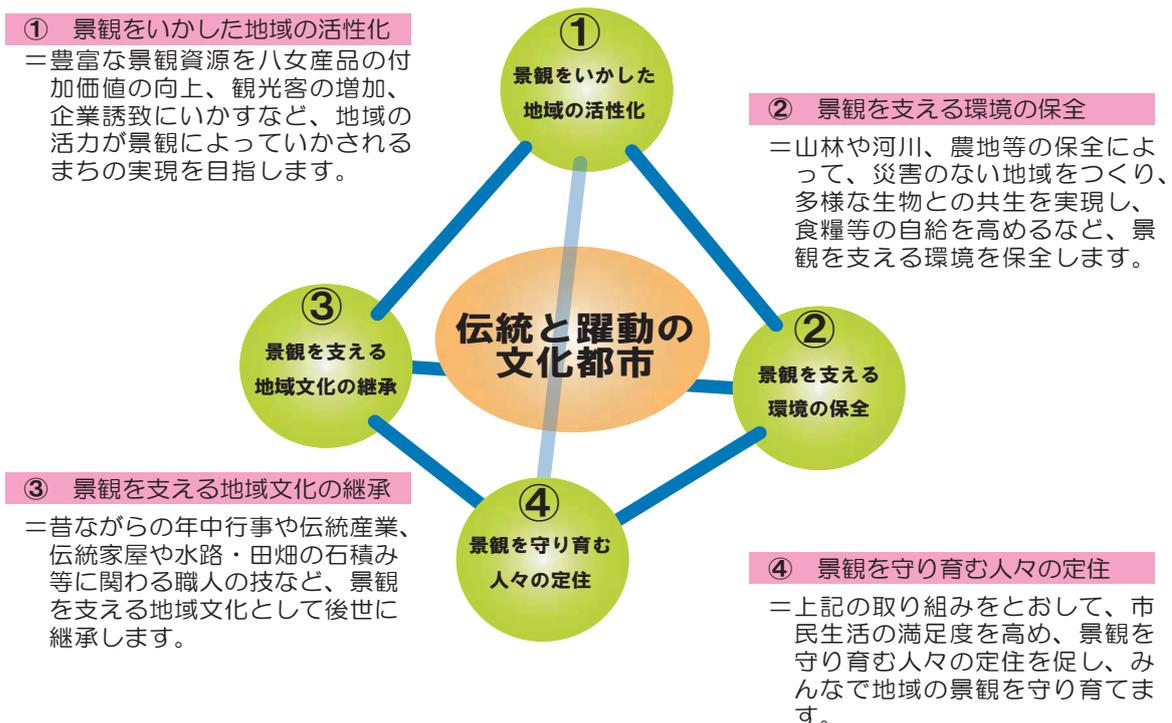
景観に着目する取り組みは早く、平成 13 年 6 月には市独自の条例である「八女市文化的景観条例」を制定しています。景観法が平成 16 年 6 月に公布される以前から、積極的な景観形成に取り組んできました。

平成 19 年 5 月、本市は景観行政団体となりました。これから景観計画の策定を契機として、豊富な景観資源をいかし、地域の人々が住み続けたいと思う、そして市外の人も訪れたいと思えるようなまちの実現が求められています。

1-2 目的

本計画は、これまでの取り組みを足がかりとし、更なる進展を目指すものです。景観をいかした地域の活性化を第一に、景観を支える環境保全や地域文化の継承に取り組み、景観を守り育む人々が定住する伝統と躍動の文化都市の実現を目的とします。

伝統と躍動の文化都市の実現に向けて、市民の皆さんとともに、豊富な景観資源を八女産品の付加価値の向上、観光客の増加、企業誘致にいかす等、地域の活力が景観によっていかされるまちの実現を目指します。山林や河川、農地等については、災害のない地域をつくり、多様な生物との共生をすすめ、食糧等の自給を高める等、景観を支える自然環境等として保全します。また、昔ながらの年中行事、伝統産業、伝統家屋や水路・田畑の石積みに関わる職人の技等についても景観を支える地域文化として次世代への継承に取り組みます。これら取り組みをとおして、市民生活の満足度を高め、ひいては景観を守り育む人々の定住を促し、より多くの市民とともに景観を守り育てます。



1-3 計画の位置づけと役割等

本計画は、景観法第8条第1項に基づく景観計画です。総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画との整合を図り、本市における景観形成に関するマスタープランとしての役割を担います。

本市は、平成19年5月に締結された「矢部川流域景観テーマ協定」に参加しており、広域的な景観づくりの観点から平成21年3月に福岡県が定めた矢部川流域景観計画との整合を図りつつ、市独自の景観形成の推進に取り組みます。

1-4 景観計画の区域

市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域として、現八女市の全域（平成22年2月1日の合併以前）を景観計画区域として定めます。



2. 景観まちづくりの考え方（良好な景観の形成に関する方針）

2-1 まちづくりとしての景観形成

本市は、これからの景観形成についてまちづくりの視点を重視します。「市民とともに、地域の活性化・環境の保全・地域文化の継承・人々の定住（以下、地域の活性化等）を目的として、景観をいかし、まもり・つくる取り組み」を「景観まちづくり」と呼び、その推進を図ります。

景観まちづくりは、伝統と躍動の文化都市として誇れる景観の形成を目指すものであり、その実現に向けて全域に関する景観まちづくりと八女文化的景観をいかす景観まちづくりの両輪で推進します。

（1）全域に関する景観まちづくり

本市の景観計画区域は、その全域が矢部川水系で潤されています。起伏豊かな地形の中で人々の生活が育まれ、悠久の時間の中で個性豊かな景観が形づくられてきたと考えます。

「全域に関する景観まちづくり」では、矢部川流域の景観を地域の活性化等にいかすために、まもり・つくる取り組みを推進します。

（2）八女文化的景観をいかす景観まちづくり

各地を見ていくと、古墳群、石橋、歴史的市街地、農村集落、茶畑、田園、河川や水路等、多種多様な景観資源を見ることができます。

本計画では、八女らしい景観＝人々の暮らしにより支えられてきた地域固有の景観資源で構成され、八女の自然、歴史、文化、生活等、八女らしさを語る上で欠くことのできない景観を「八女文化的景観」と呼びます。

「八女文化的景観をいかす景観まちづくり」では、市民、特に地元住民の主体的な関わりの中で、八女文化的景観を地域の活性化等にいかすために、まもり・つくる取り組みを推進します。

2-2 景観まちづくりの進め方

景観まちづくりの内容は、市民の意向を踏まえ、理解を得ながら、段階的に充実していきます。

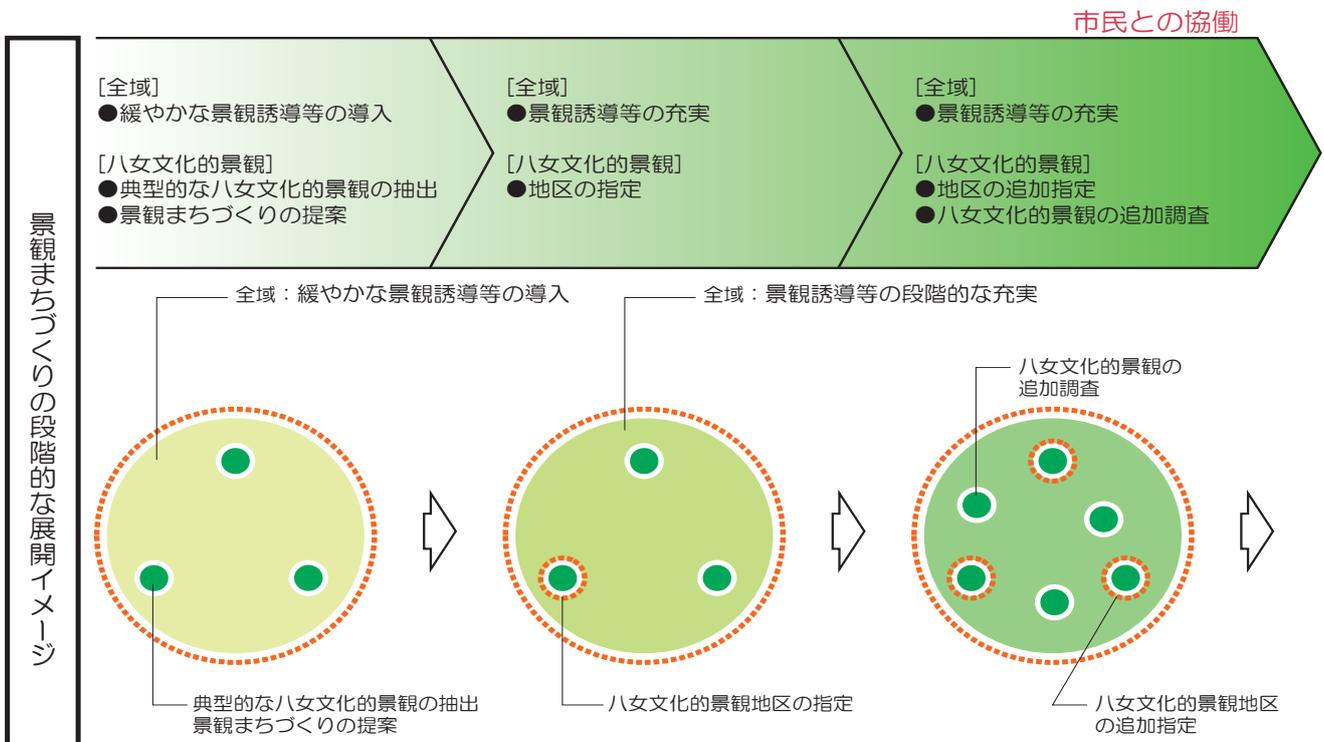
(1) 全域に関する景観まちづくりの進め方

まずはじめに、全域を対象として、緩やかな景観誘導に取り組みます。

幹線道路沿道の商業施設や屋外広告物、また、丘陵や田園地帯等の大規模施設等について、戦略的かつ段階的に景観の誘導対象や内容等を充実していきます。

(2) 八女文化的景観をいかに景観まちづくりの進め方

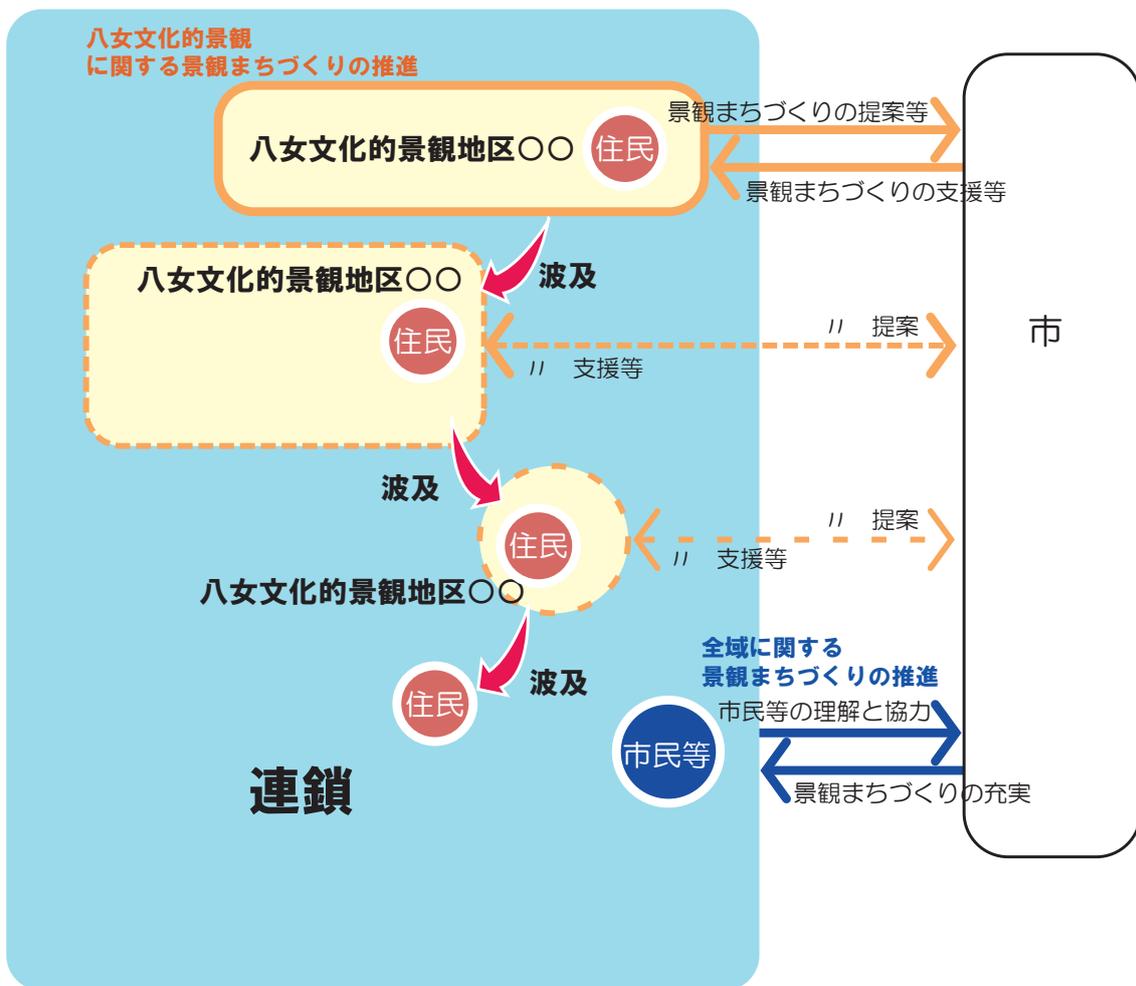
まずはじめに、典型的な八女文化的景観を抽出し、景観まちづくりを提案します。次に、特に市民の多くが大切に思っている景観、市民の主体的な取り組みによって維持されてきた景観、八女市として重要な景観等を対象として順次「八女文化的景観地区」として指定し、具体的な景観まちづくりの推進に取り組みます。この実績を重ねる中で、市民の八女文化的景観に対する理解を高め、指定地区を増やしていきます。併せて、新たな八女文化的景観の追加調査にも取り組みます。



2-3 景観まちづくりを推進する仕組み

景観法等の制度を活用し、景観まちづくりを推進する仕組みを用意します。「景観をいかす仕組み」と「景観をまもり・つくる仕組み」によって、ハードとソフトの両面から支援を行います。

特に、八女文化的景観地区に対しては、積極的な法制度や事業等の導入によって、「八女文化的景観をいかす景観まちづくり」を推進します。この取り組みを積極的に市民に情報発信することによって、他の八女文化的景観をいかす取り組みを刺激し、新たな地区指定につなげます。



(1) 景観をいかす仕組み

本市では、これまでも歴史的市街地の保存活用、矢部川の保全、伝統行事の継承、都市民との交流等、市民によるまちづくり活動が盛んです。その成果が良好な景観の形成につながっている取り組みもみられます。

景観は、市民の積極的な関わりがあってはじめて、地域の活性化等にかかしていくことができます。

地域の活性化等に景観をいかすため、市民との協働に取り組み、これを専門家と連携し支援する仕組みを用意します。

●市民との協働

市民との協働に向けて、協議会の設立、八女文化的景観地区指定の市民提案、景観整備機構の指定に関する仕組みを用意します。

協議会は、市民との協議・調整を図る場です。必要に応じて、法定の景観協議会として位置づけます。

八女文化的景観地区指定の市民提案は、八女文化的景観をいかす景観まちづくりの推進に向けて用意する制度です。市民による八女文化的景観地区指定の提案を受け、景観審議会が認めるものを地区指定します。

景観整備機構の指定は、市内で活躍するNPO法人で、景観法第93条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により適当と認められる団体に対して指定します。

○景観まちづくり協議会の組織化（必要に応じて法定の景観協議会として設置）

○八女文化的景観地区指定の提案

○景観整備機構の指定

●専門家との連携

質の高い景観まちづくりに向けた専門家との連携のため、景観審議会や景観アドバイザー制度を設けます。

景観審議会は、八女文化的景観地区や景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等、景観まちづくりに関する重要な事項について審議し、市長に答申する機関とします。審議会の構成は、地元住民の代表の他、景観、都市計画、ランドスケープ、農業土木、建設土木等の学識経験者等とします。

景観アドバイザーは、景観に関して専門的な知識を有すると認められる学識経験者や実務者の中から委嘱し、景観まちづくりに関する講演や助言等を依頼します。

○景観審議会の設置

○アドバイザー制度の導入

(2) 景観をまもり、つくる仕組み

本市を特徴づける景観は、自然、歴史文化、生活生業等と関連したもので、将来に継承していくためには、規制だけでなく、まもり、つくる仕組みが必要です。

また、新たに形成される市街地等の景観は、自然、歴史文化、生活生業等との調和が求められます。

景観をまもり、つくるため、建築・開発行為や屋外広告物の景観誘導、ならびに景観上重要な緑を保全する仕組みを用意します。また、国や県の支援事業を活用しながら、景観上重要な建造物の保存活用、道路や河川等の景観整備、農業景観の保全整備に取り組みます。

●建築・開発行為の景観誘導

景観まちづくりの方針に基づく景観形成基準を定めるとともに、景観への影響がある一定規模以上の建築・開発行為を届出対象行為に定め、景観誘導を図ります。（※P17 参照）

より積極的な景観まちづくりの推進が求められる地区は、実効性の高い景観地区や準景観地区、あるいは高度地区や地区計画等の導入を図ります。その導入にあたっては建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ等の誘導を重視します。

また、必要に応じて事前相談を行う仕組みを設けます。公共事業の事前協議についても検討します。

○景観形成基準、届出対象行為の設定

○景観地区等の導入

※必要に応じて事前相談の仕組みを設けます

●屋外広告物の景観誘導

屋外広告物が氾濫する現状の改善に向けて、「八女市屋外広告物条例（仮）」を制定し、禁止地域、禁止物件、許可地域、規格等、屋外広告物の景観誘導に関するルールを定めます。

○八女市屋外広告物条例（仮）の制定

●景観上重要な緑の保全

景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定します。景観重要樹木は、必要に応じて、所有者との管理協定の締結等、所有者の管理負担の軽減を検討します。

希少種や古木等については、文化財部局による天然記念物の指定や環境部局による保存樹の指定等も働きかける等、可能な限り手厚い保全に努めます。

樹林地は、緑の基本計画の見直しを踏まえ、都市計画法の風致地区や都市緑地法の特別緑地保全地区等を活用し、その保全に努めます。

○景観重要樹木の指定

○天然記念物や保存樹の指定

○風致地区、特別緑地保全地区等の導入

●景観上重要な建造物の保存活用

景観上重要な建造物を景観重要建造物として指定します。景観重要建造物は、必要に応じて、所有者との管理協定の締結等、所有者の管理負担の軽減を検討します。

また、特に重要な建造物については、文化財部局による文化財指定等を働きかける等、可能な限り手厚い保存活用に努めます。

- 景観重要建造物の指定
- 文化財の指定等

●景観上重要な道路や河川等の景観整備

景観上重要な道路、河川、公園等について、管理者等との協議のもと、景観重要公共施設として指定し、景観重要公共施設の整備に関する事項等を定めます。

- 景観重要道路
- 景観重要河川
- 景観重要公園

●景観上重要な農業景観の保全整備

営農により育まれてきた茶園景観、棚田景観、田園景観等の保全や整備を目指し、所有者や生産者などとの協議のもと、景観農業振興地域整備計画の策定に取り組みます。

特に、特徴的な棚田、茶園、及び廻水路等については、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定等に向けた取り組みとの連携にも努めます。

- 景観農業振興地域整備計画の策定
- 重要文化的景観の選定等

3. 全域に関する景観まちづくり

3-1 全域に関する景観特性

本市は、市域のほぼ全域が矢部川水系で潤されています。平地から山間まで地形変化も豊かな大景観が構成されています。

本計画では、地形的特長によって分けられる「山あい」、「八女丘陵」、「八女扇状地」、全域を貫く「矢部川・星野川」、「幹線道路」、そして広域を見渡す「眺望」から全域に関する景観特性を捉えます。

山あいは、計画区域の東部の旧上陽町域にあたり、耳納連山の南側の緩やかな傾斜にスギ・ヒノキ林を中心とする景観が広がります。北川内の歴史的市街地のほか、標高約400mの高所まで昔ながらの山村が点在しています。古来より茶の生産が盛んであった集落では、茶園が身近に存在し、独特の景観が形成されます。

八女丘陵は、計画区域の西北部の丘陵地帯で、南向きの斜面地には緑地が連続しています。また、稜線上からは眺望がひらけ、八女扇状地を見渡すことができます。稜線にそって古墳が点在し、古くから八女地方に定住していた人々の生活と深い関わりがあった地であることを物語っています。水の得にくい条件から、溜池が多く、広大な茶園のほか果樹園や畑地が広がり、樹林地とあいまってなだらかな地形が維持されています。昔ながらの集落のほか、新たに開発された住宅地もみられます。

八女扇状地は、計画区域の西南部の平野部で、南側に矢部川が流れています。扇状地の中央やや北寄りに福島市の歴史的市街地が形成されています。また、国道442号や国道3号といった幹線道路沿いを中心として新たな住宅地や市街地が形成されています。その周囲には矢部川水系で潤される農地が広がり、農村集落が点在しています。

矢部川は、計画区域の山あいから扇状地にかけて流れ、**星野川は**、矢部川の支流で山あいを流れ、扇状地東部で矢部川と合流しています。ホタルが飛び交う星野川をはじめ生態系も豊かです。堰や石橋等が点在し、治水・利水の歴史を物語る河川景観が維持されています。

幹線道路は、八女丘陵と八女扇状地を南北に通る国道3号や八女扇状地を通る国道442号等があげられ、その沿道には市街地が形成されています。

八女扇状地を通る市道矢部線（ハルピソンの道）沿道には、美しい農村景観が広がっています。

山あいを通る主要地方道田主丸黒木線等の沿道には、山林や河川、山村や歴史的市街地の景観を見ることができます。

眺望については、起伏豊かな地形のため、見晴らしの良い眺望点が数多く存在します。代表的なものとして八女中央大茶園からの八女丘陵や八女扇状地、有明海まで望める景観、八女扇状地から南側の飛形山を望む景観等があります。



3-2 全域に関する景観まちづくりの方針

・全域に関する景観特性を踏まえ、景観まちづくりの方針を定めます。

(1) 山あいの景観保全・創出

山あいは、川と山の恵みを享受し、多様な生態系と共生する人々の生活、営みが成立する生活の場としての景観保全を目指します。

広大なスギヒノキ林の景観保全と併せ、水を涵養し四季の変化が感じられる広葉樹林を保全・創出します。

谷あいに位置し、緑に包まれた昔ながらの山村集落や北川内の歴史的市街地の景観を保全します。



(2) 八女丘陵の景観保全・創出

八女丘陵は、古くから人々の生活と関わりの深かった丘陵として、古墳群や溜池群、ならびに斜面地に形成された昔ながらの集落等の景観を保全・創出します。

丘陵の地形と調和した大茶園、果樹園、畑地等の景観を保全します。

斜面地の広葉樹林や竹林等は、適切な維持管理のもと保全し、その緑の連続性や丘陵地としての姿を知ることができる眺望点を保全・創出します。



(3) 八女扇状地の景観保全・創出

八女扇状地は、福島の歴史的市街地や農村集落、および河川・水路の景観を保全しつつ、幹線道路沿道等、それらと調和した新たな市街地景観を創出します。

農地と農村集落は、空間的な広がりを感じられる田園景観として保全します。

矢部川・星野川から分岐する山ノ井川や花宗川等は、治水・利水の歴史を物語る堰や石積護岸等を可能な限り保全します。



(4) 矢部川・星野川の景観保全・創出

矢部川・星野川は、多自然の河川として、景観の保全・創出に取り組みます。

また、治水・利水の歴史を物語る堰、石橋、護岸の石積等については、可能な限り保全し、自然な水の流れが感じられる河川景観を保全・創出します。



(5) 幹線道路の景観保全・創出

幹線道路は周囲の景観に配慮した道路整備を推進します。また、その沿道については屋外広告物や沿道施設の形態意匠等を誘導し、魅力ある道路景観の保全・創出します。



(6) 眺望景観の保全・創出

眺望点の魅力な整備に努めるとともに、そこからの眺望景観を保全します。



3-3 全域に関する景観まちづくりの具体的推進施策

全域に関する景観まちづくりの方針に基づき、「2-4 景観まちづくりを推進する仕組み」のうち、以下の(1)～(6)によって全域に関する景観まちづくりを具体的に推進します。

(1) 市民・事業者との協働

景観をいかした本市の活性化等に取り組むNPO法人からの申請に対して、景観整備機構を指定します。

全域に関する景観まちづくりに取り組む市民団体等が参加するまちづくり組織として、景観まちづくり協議会の設置を働きかけます。必要に応じて法定の景観協議会として位置づけます。

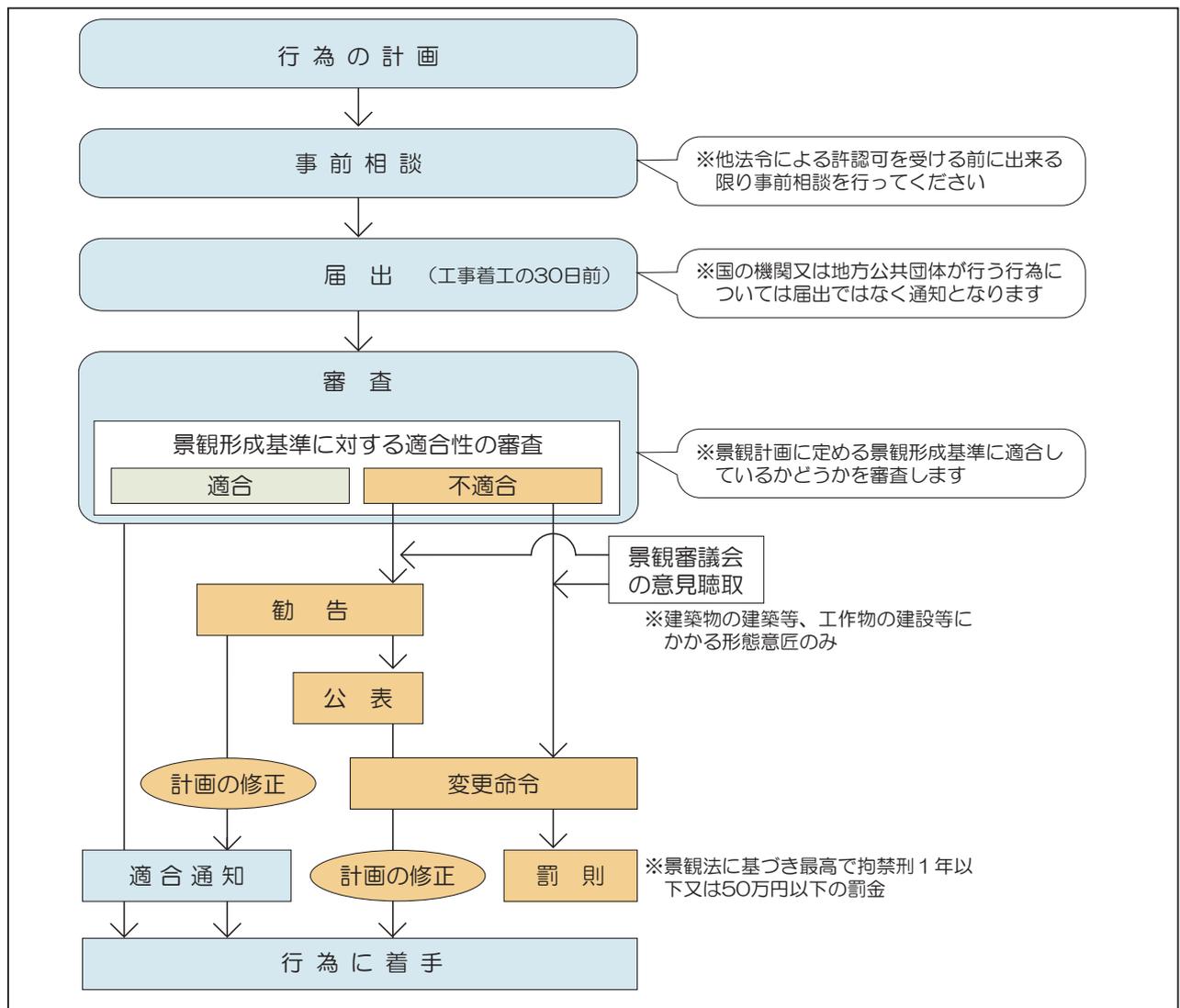
(2) 建築・開発行為の景観誘導

「山あい」・「八女丘陵」・「八女扇状地」それぞれの景観特性に沿って「景観形成基準」、「環境色彩基準」を定めます。市内における全ての建築、開発行為等にその遵守を働きかけます。

景観への影響が大きい行為については、「届出対象行為」を定め、必要に応じて事業者等と協議を行います。

※P 17～18の折り込み参照

参考 届出の手続きの流れ

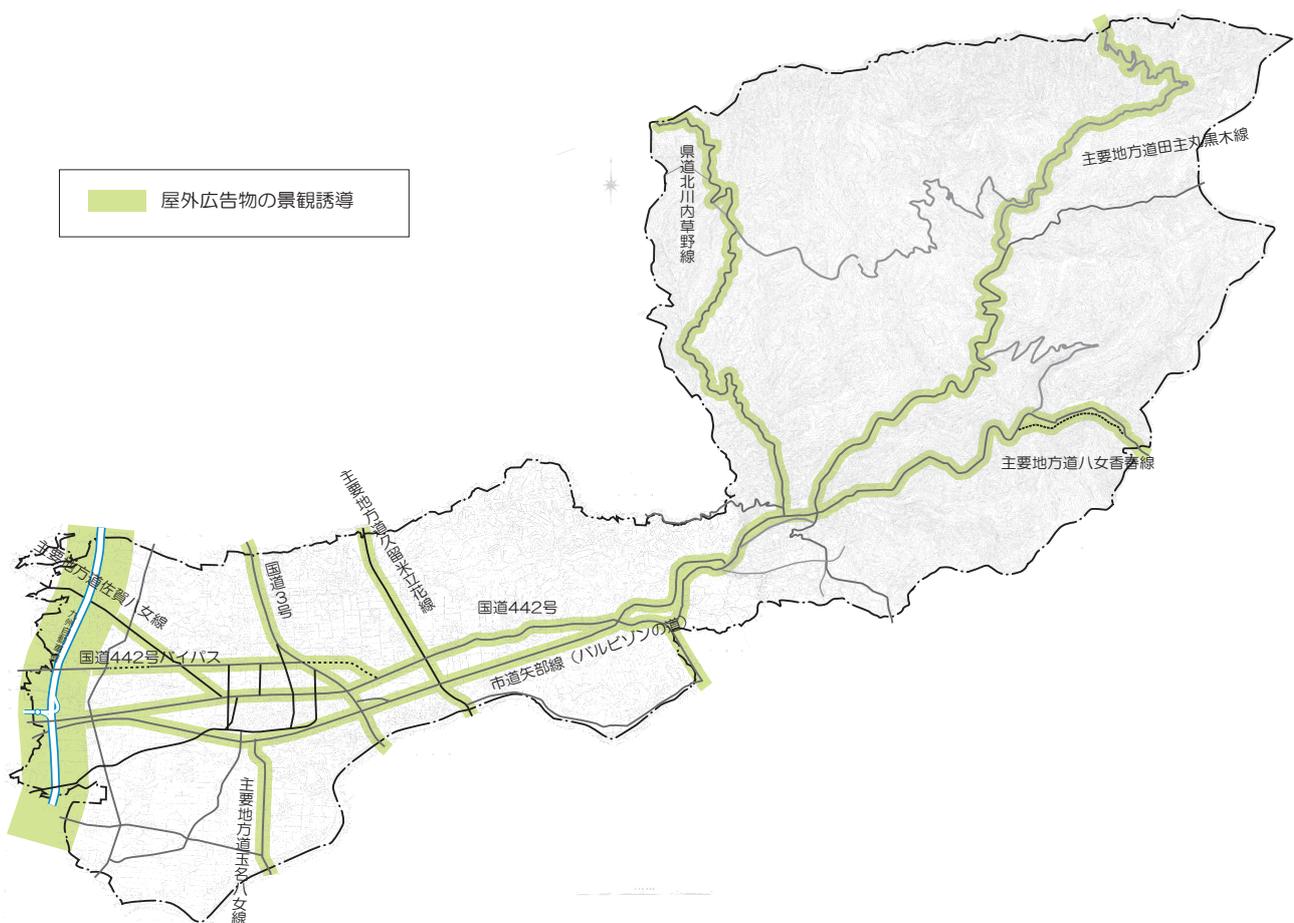


(3) 屋外広告物の景観誘導

計画区域の全域について、屋外広告物の景観誘導に関するルールを定めます。

特に、全域に九州自動車道、国道442号、国道442号バイパス、国道3号、主要地方道田主丸黒木線、主要地方道八女香春線、主要地方道久留米立花線、主要地方道佐賀八女線、主要地方道玉名八女線、一般県道北川内草野線、一般県道湯辺田八女線の一部と市道矢部線（バルビゾンの道）の沿道について、屋外広告物の景観誘導に関するルールを別途定めます。

- 九州自動車道
- 国道442号
- 国道442号バイパス
- 国道3号
- 主要地方道田主丸黒木線
- 主要地方道八女香春線
- 主要地方道久留米立花線
- 主要地方道佐賀八女線
- 主要地方道玉名八女線
- 一般県道北川内草野線
- 一般県道湯辺田八女線の一部と市道矢部線（バルビゾンの道）



(4) 景観上重要な緑の保全

景観上重要な樹木を景観重要樹木として指定します。

指定の方針は、下記の通りです。

○全域に関する景観重要樹木の指定方針

- ・地域のランドマークとなっている樹木
- ・眺望景観を構成し、保全が求められる樹木
- ・矢部川・星野川水系の清流とその水辺に潜む生態系を育む樹木
- ・クス、ハゼ、ヤナギ等といった在来の樹木

(5) 景観上重要な建造物等の保存活用

景観上重要な建造物を景観重要建造物として指定します。

指定の方針は、下記の通りです。

○全域に関する景観重要建造物の指定方針

- ・優れたデザインが施された建造物
- ・伝統様式や伝統工法による建造物
- ・近代化・産業発展の中で築造された建造物
- ・治水・利水の歴史を物語る建造物

(6) 道路や河川等の景観整備

広域的な幹線道路ならびに矢部川と星野川を景観重要公共施設として指定します。

○景観重要道路

[指定区間]

- ・国道3号、国道442号、国道442号バイパス、(主)玉名八女線、(主)八女香春線、(主)田主丸黒木線、(主)八女瀬高線、(一)北川内草野線、(一)湯辺田八女線の一部と市道矢部線(バルビソンの道) ※注(主):主要地方道/(一):一般県道

[整備に関する事項]

- ・景観特性に配慮した形態・意匠、色彩とすることとし、連続性のある区間では同一の規格・仕様となるように努めます。
- ・広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望を妨げることなく、道路景観の連続性に配慮します。
- ・矢部川・星野川に架かる橋梁等は、周囲に溶け込む形態意匠や色彩に努め、また、石橋等は支障のない範囲で原則として保全・活用します。

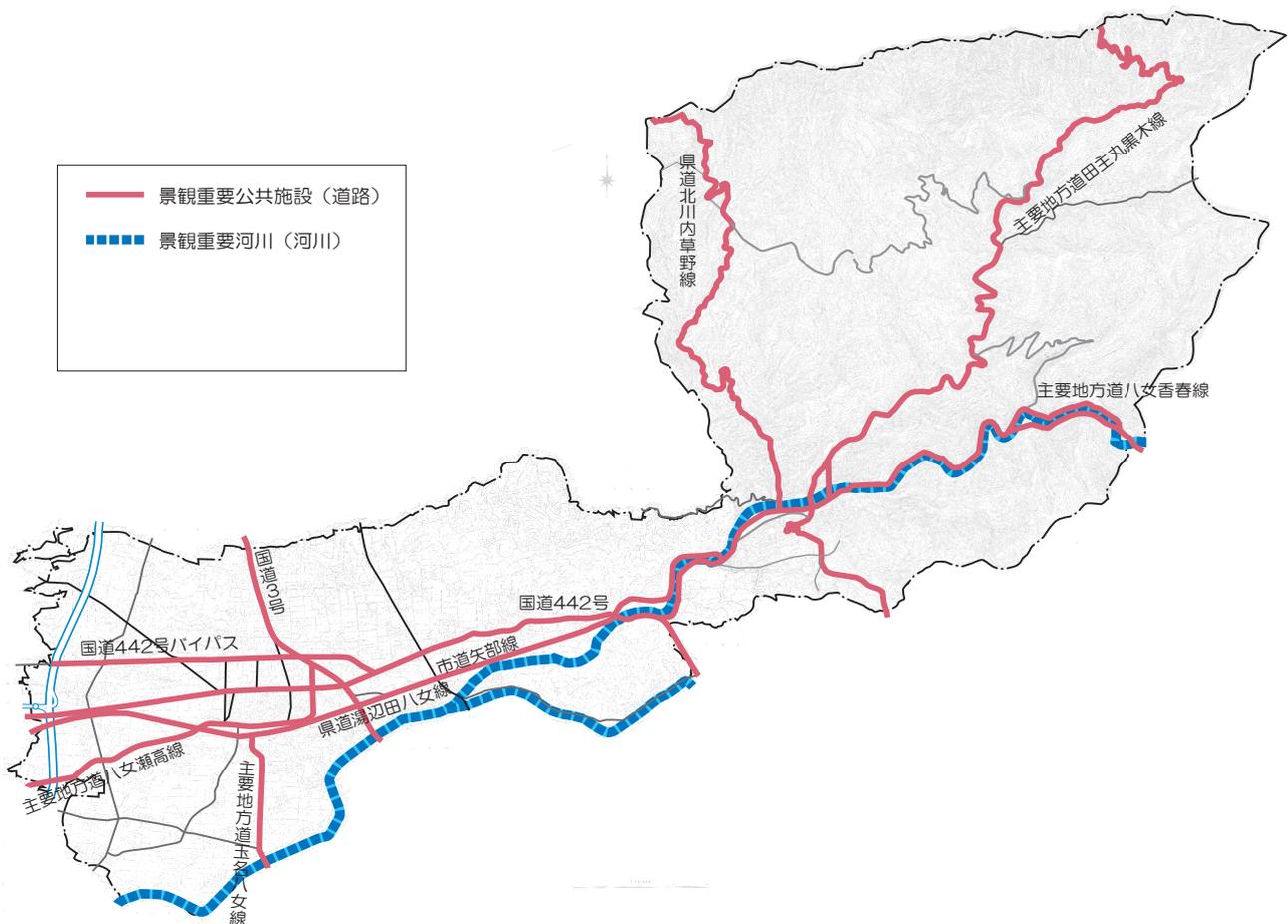
○景観重要河川

[指定区間]

- ・矢部川、星野川

[整備に関する事項]

- ・井堰、石橋・樹木等は、治水計画上支障のない範囲で原則として保全・活用します。
- ・ホタルや貴重な生物が生息する箇所は、その生態系に配慮します。
- ・自然公園や緑豊かな森林・樹林に接する箇所は、その自然環境との調和に配慮した意匠、形態、色彩となるように努めます。
- ・多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、可能な限り親水性の自然河川利用の促進に配慮します。
- ・矢部川・星野川においては、「矢部川水系河川整備方針」と今後策定される「矢部川水系河川整備計画」に基づき、良好な景観を形成します。



■建築・開発行為の基準の範囲



■届出対象行為

対象行為	対象規模
(1) 建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・延床面積 1,000㎡以上（店舗等は 500㎡以上）又は高さ 10m以上 （外観を変更することになる修繕、模様替、色彩変更については、上記規模以上で外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 2 分の 1 以上のもの）
(2) 工作物の建設等 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、装飾塔、記念塔等：高さ 10m以上 ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等：高さ 10m以上 （外観を変更することになる修繕、模様替、色彩変更については、上記規模以上で外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 2 分の 1 以上のもの）
(3) 開発行為 都市計画法に基づく開発行為	・区域面積 3,000㎡以上
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・区域面積 3,000㎡以上 ・森林開発は 0.6ha 以上 ・高さ 5m 以上の擁壁
(5) 土石、その他の物品の堆積等	・高さ 5m 以上の堆積
(6) 屋外照明 夜間において一定の期間継続して行う照明	・延床面積 1,000㎡以上（店舗等は 500㎡以上）又は高さ 10m 以上の外観について行うもの

■景観形成基準

		山あい	八女丘陵	八女扇状地
建築物・工作物	配置	□周囲の自然環境や景観特性、地形に十分配慮した配置とする。	□丘陵や背景の山々の稜線に配慮し、緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。	□集落で古くから親しまれてきた社寺や社寺林等に配慮した配置とする。 □歴史的まちなみや建造物をいかしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。
	形態意匠	□周囲の自然環境や周辺集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。	□周囲の里山や周辺集落の伝統的な形態・意匠と調和させる。	□周囲の景観と調和するよう、形態・意匠を工夫する。 □歴史的まちなみや建造物をいかしたまちづくりが進められている市街地においては、地区の特性に沿ったまちなみに配慮した形態・意匠とする。 □商店街や公共施設周辺など人が集まる場所では景観上重要な建造物、樹木等への見通しに配慮し、周辺の建物や公共空間のデザインとの調和を図る。
開発行為等	壁面の分節	□建築物は、大規模で長大な壁面となることは避け、可能な限り分節化する。		
	設備類	□道路や公園等の公共空間に接している面では、設備類を露出させない。		
	色彩	□周囲の自然景観と調和する色彩とし、茶系の色彩ならびに無彩色を推奨する。上記以外とする場合には、環境色彩基準（P 18 参照）に従う。		
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できるだけ多くの樹木による植栽を施す。		
	大規模工作物の修景	□鉄塔等の大規模工作物の基壇部周囲あるいは敷地境界については緑化による修景を施す。		
屋外照明等	周辺環境	□自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。		
	造成、切土・盛土	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。		
	既存樹木、樹林等の保全	□景観上良好なものは可能な限り維持保全する。		
眺望	照度の抑制	□照明は必要最小限の明るさとする。		
	点灯照明	□点滅照明は、設置しない。		
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。		
眺望		□上記について、眺望点からの景観を阻害しないよう配慮する。		

■環境色彩基準

■基本的考え方

- ・建築物や工作物の色彩について、「山あい」、「八女丘陵・八女扇状地」について環境色彩基準を定め、その遵守を働きかける。
- ・届出対象行為については、景観形成基準への適合性を審査し、不適合の行為に対して勧告等を行う。

■環境色彩基準

○建築物に関する環境色彩基準 ※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

	部位	色相	明度	彩度
山あい	外壁基調色	7.5YR～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根色	2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
八女丘陵・八女扇状地	外壁基調色	有彩色	-	4.0 以下
		無彩色（N）	-	
	屋根色	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色（N）	7.5 以下	

※外壁各面の4/5は、基調色に適合した色彩とする。

○工作物に関する環境色彩基準 ※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。）

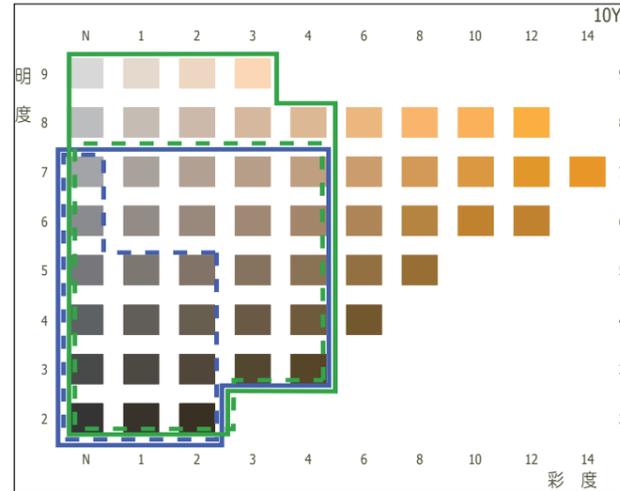
	色相	明度	彩度
山あい	全て	7.5 以下	4.0 以下
八女丘陵・八女扇状地	全て	-	4.0 以下

■適用除外

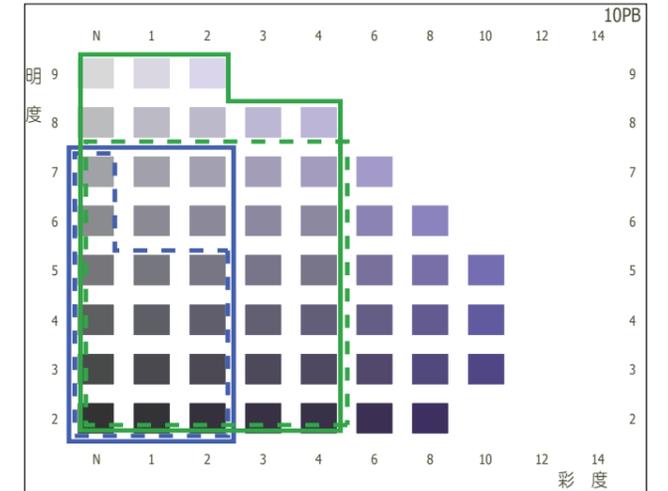
- ・計画的に開発される区域において、地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- ・自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合
- ・橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ・他の法令等で色彩が定められているもの
- ・地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

（参考）建築物の色彩基準の範囲

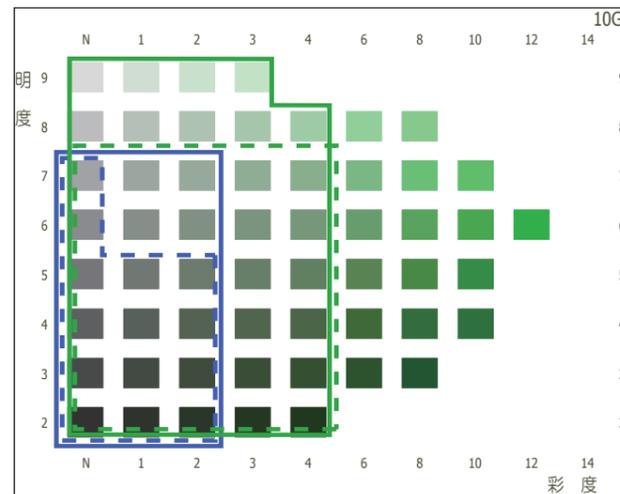
■7.5YR～2.5Y（黄系）の色相



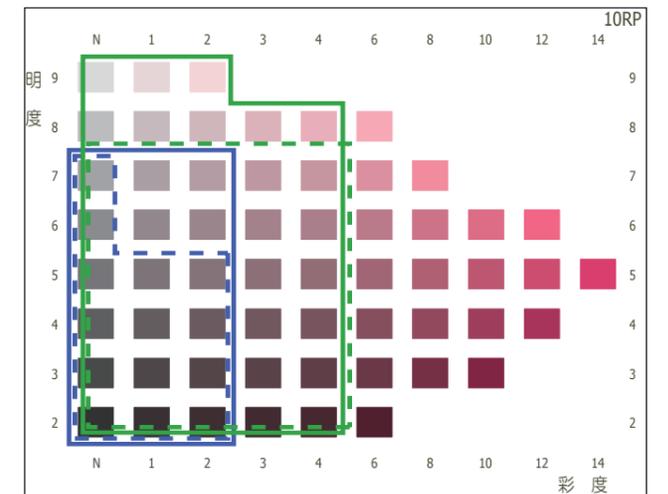
■紫系の色相



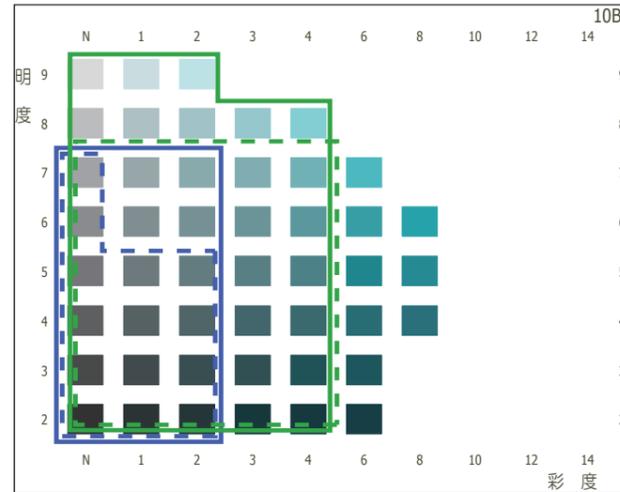
■2.5GY～7.5BG（黄系）の色相



■赤紫系の色相



■青系の色相



- 山あいの外壁
- 山あいの屋根
- 八女丘陵・八女扇状地の外壁
- 八女丘陵・八女扇状地の屋根

4. 八女文化的景観をいかす景観まちづくり

4-1 基本的な考え方

八女らしい景観（地域における人々の暮らしにより支えられてきた地域固有の歴史及び文化が反映された景観であり、八女らしさを語る上で欠くことのできない景観）である「八女文化的景観」を、地域の活性化等にいかすために、「八女文化的景観地区」に指定し、まもり・つくる取り組みを推進します。

4-2 八女文化的景観をいかす景観まちづくりの提案

典型的な八女文化的景観として以下の12の景観を取り上げ、それぞれの景観特性と景観まちづくりの方針を提案します。この典型的な八女文化的景観を中心に、またこれ以外の市民提案等のあった八女文化的景観についても、地元の意向や整備効果を考慮しながら八女文化的景観をいかす景観まちづくりを推進していきます。

[歴史的市街地の景観]

- (1) 北川内の歴史的市街地
- (2) 福島市の歴史的市街地

[矢部川水系と関連する景観]

- (3) 花宗堰
- (4) 宮野公園や千間土居のクスノキ群
- (5) 「ひ・ふ・み・よ橋」等の石橋群
- (6) 惣川内廻水路と北田形の農村集落
- (7) 山ノ井堰・中ノ井堰

[遺跡のある景観]

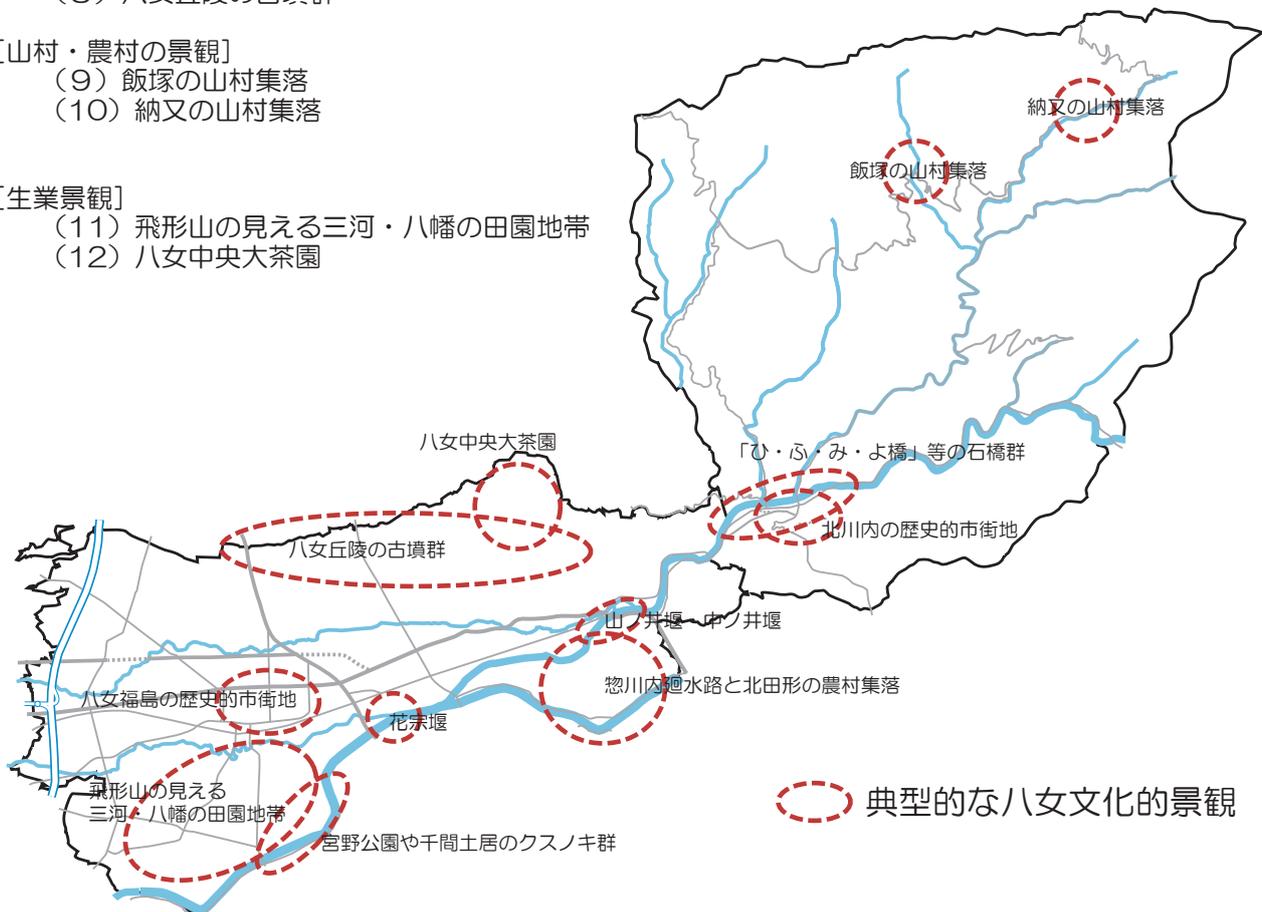
- (8) 八女丘陵の古墳群

[山村・農村の景観]

- (9) 飯塚の山村集落
- (10) 納又の山村集落

[生業景観]

- (11) 飛形山の見える三河・八幡の田園地帯
- (12) 八女中央大茶園



(1) 北川内の歴史的市街地

1) 景観特性

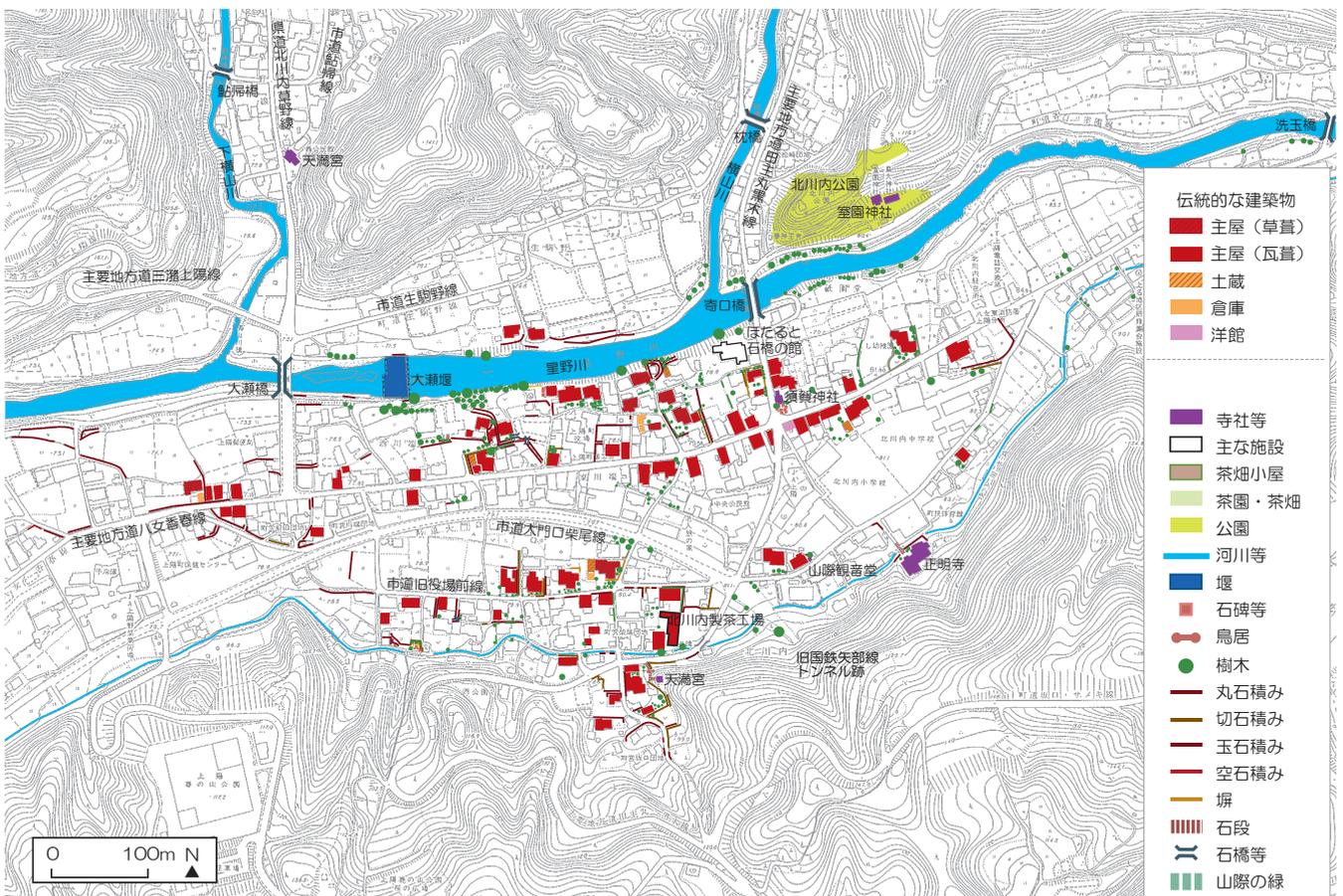
北川内の歴史的市街地は、長寛元年（1163）に室園神社が創建された記録が残される等、その成立の起源は近世以前にもとめることができます。山あいの集散地として栄えた歴史的市街地としての姿を今に伝えています。

宝永4年（1707）に創建された須賀神社のほか、多くの観音堂等が北川内の成り立ちを今に伝えています。これまで極端な都市的開発圧力を受けることなく、山肌の緑に包まれた歴史的市街地としての景観が色濃く残されています。

北川内の歴史的市街地の景観は、対岸の北川内公園からその全貌を見渡すことができます。石橋と大樹が織りなす星野川河畔、旧山中街道で商店街が構成される川端通り、旧国鉄矢部線の沿線、伝統的屋敷群が立地する市道旧役場前線、江戸時代に築造された洗玉用水、および山肌の緑地が相俟って、多様な魅力が構成されています。



●景観特性を構成する景観資源



[歴史的市街地の景観]

2) 景観まちづくりの提案

ほたと石橋の館のある星野川沿いだけでなく、川端通りや旧役場前線までも含めた歴史的市街地として一体感を感じられる景観形成を目指します。

●北川内公園の景観保全

北川内公園からの眺望を保全します。また、景観上も重要な公園として、整備の際には周辺景観との調和を図ります。

●緑豊かな星野川河畔の景観保全

景観上重要な河川として、ほたと石橋の館、ホテルと石橋の里公園、北川内公園、寄口橋を中心にクスやサクラの大樹等が育つ河川景観を保全します。

●川端通り沿道景観の創出

北川内の中でも中心的な景観上重要な道路として、旧山中街道としての特性をいかし、北川内の交差点と大瀬の交差点及びその間の区間を中心に魅力が感じられる沿道景観を創出します。

●旧国鉄矢部線（現・市道大門柴尾線）沿道景観の創出

旧国鉄矢部線の歴史等を物語るトンネル跡をはじめ景観上重要な資源を掘り起こし、旧国鉄矢部線が通っていた歴史を物語る道路景観を創出します。

●屋敷型建築群が並び旧役場前線沿道の景観保全・創出

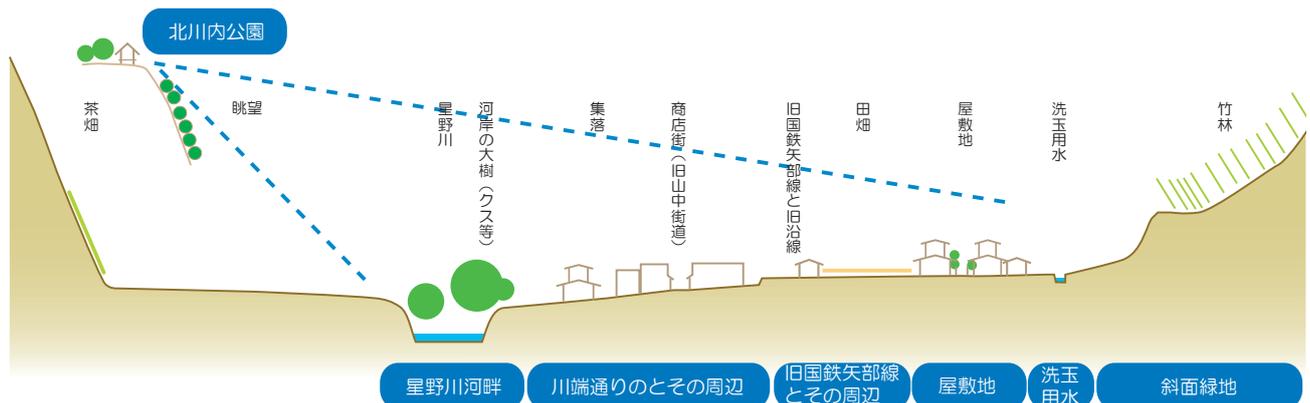
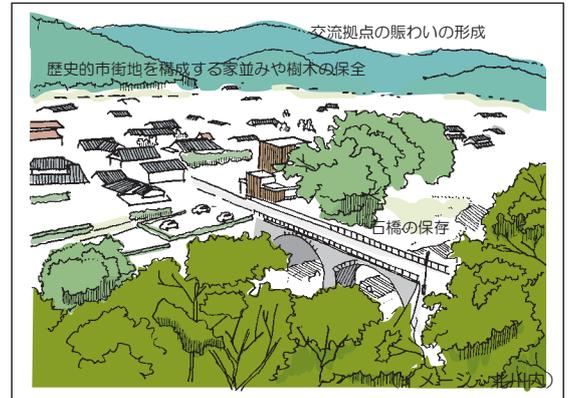
旧役場前線に軒を連ねる屋敷型建築群の景観を構成する主屋、庭木、生垣、塀等を保全します。また、その周辺では八女産の建材等を用いた建築行為等を誘導し、屋敷型建築群と調和し、統一感のある通り景観を創出します。

●歴史ある洗玉用水の景観保全

玉石護岸を保全します。景観上重要な水路として、整備の際には景観への配慮に心がけます。

●季節の変化が楽しめる斜面緑地の景観保全

スギやヒノキの皆伐や竹林の拡大の抑制、また、山際に育つ広葉樹の保全や広葉樹林の再生に努め、歴史的市街地を包み、季節の変化が感じられる山肌景観を活かしながら守ります。



(2) 福島市の歴史的市街地

1) 景観特性

福島市の歴史的市街地は、八女の歴史的な成り立ちを象徴するとともにまちづくりの活発な地であることを物語る存在です。

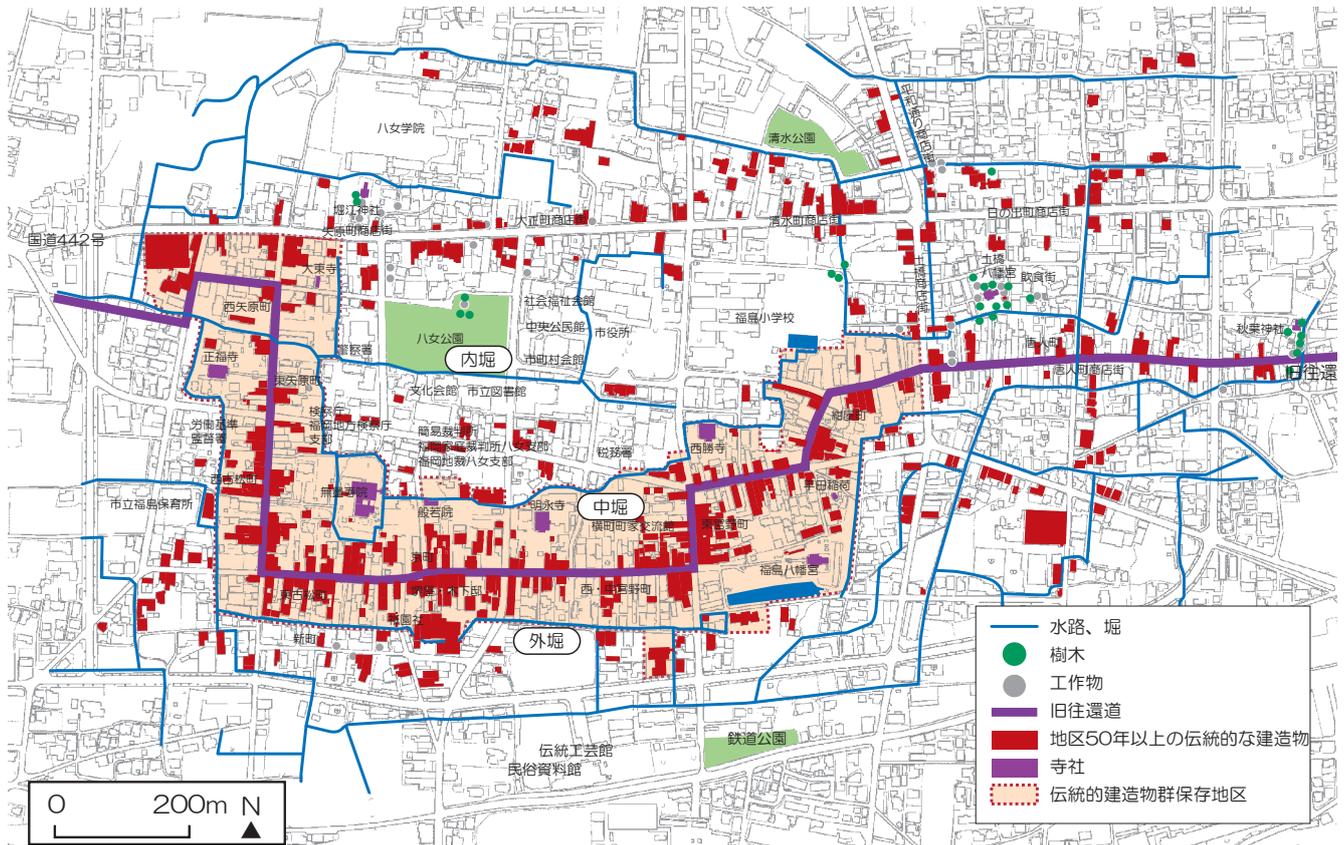
田中吉政が天正15年(1587)に筑紫広門が築いた福島館を大修築し再建した城下町を基盤としています。この福島城も元和6年(1620)有馬氏の支配を受けて翌年には廃城となり、武家地は畑地へ、堀は水田や畑地へと変化を遂げていきます。一方、町人地は、その後も和紙、はぜろう、提灯、仏壇、石工品、茶等様々な特産品の開発等により発展し、近世以降、重厚な商家が連続する町並みが形成されていきました。明治後期に入ると、国道442号、旧国道3号が整備され、国鉄(現JR)羽犬塚から「馬車軌道」や久留米から「電気軌道」が通じ、国道422号と旧国道3号が交わる土橋が八女の地の玄関口として栄え、その繁栄は戦後まで続きました。



時を経て、福島は、平成6年に「景観に関するまちづくり協定」を締結、平成8から9年にかけて「福島伝統的建造物群保存対策調査」が実施、平成13年の「八女文化的景観条例」の制定及び「八女福島伝統的建造物群保存地区」の都市計画決定を経て、平成14年5月全国61番目に重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けました。

福島市の歴史的市街地の景観は、保存地区内外にわたり伝統的建造物が集積し、歴史ある市街地としての面影が色濃く維持されています。他方、国道442号及び旧国道3号の沿道には商店街が軒を連ね、市役所周辺には図書館、市町村会館、文化会館、中央公民館をはじめ本市の主要な公共施設が集積しています。商業・文化の中心としての機能を担う中心市街地としての景観が構成されています。

●景観特性を構成する景観資源



[歴史的市街地の景観]

2) 景観まちづくりの提案

伝統と新しさが融合した一体的な中心市街地として、市街地の更新を適切に受け止め、中低層の建物等で構成される魅力ある歴史的市街地としての景観を保全、創出します。また、その実現に向けた過程を通して、景観を中心市街地の活性化に結びつけていきます。

●旧往還道の景観保全・創出

旧往還道は、歴史的な通りとして、拡幅以前の道路幅員をデザインに取り入れた道路の整備等によって、伝統的町並みと調和した道路景観を創出します。

旧往還道沿いに面する伝統家屋等の修理修景や軒の復原等に関する建築基準法の緩和等を進め、歴史的風致の保全に取り組めます。

上記の他、歴史的風致の増進に向けて、石積護岸の修理修景や町並みと不釣り合いな高層マンションの進出への対策の充実等にも取り組めます。

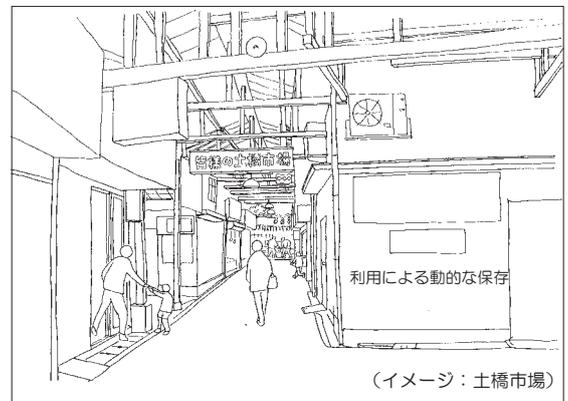


●市役所周辺の景観創出

公共施設の建替や改修、市道杉町高塚線の整備や八女公園の再整備等の機会を活用し、人々が集まる公共施設の集積地として風格のある景観を創出します。

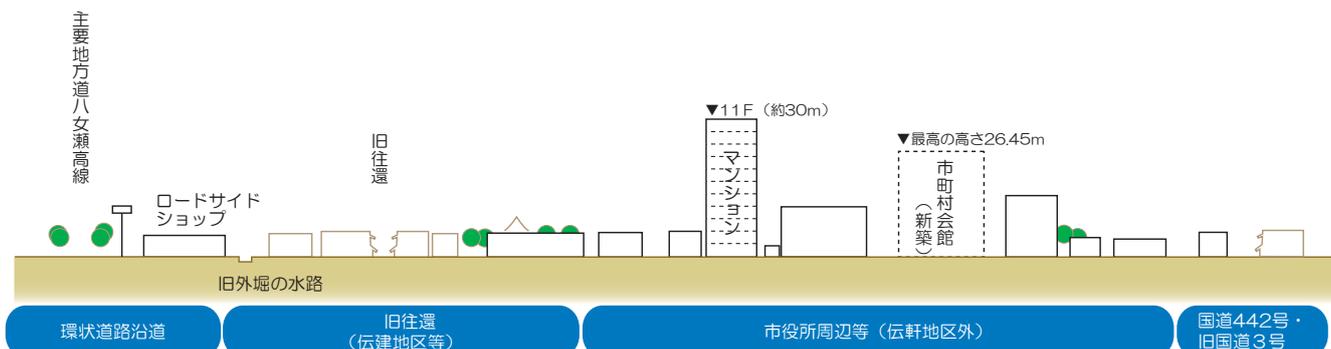
●国道442号・旧国道3号沿道商店街の景観創出

伝統的な雰囲気と新しさが融合し、賑わいの感じられる八女固有の商店街としての再生を目指し、通りに面する伝統家屋や通りの周辺に存在する土橋市場や旧土橋商店街の木造アーケード等をいかした景観を創出します。



●環状道路沿道の景観保全

幹線道路沿道における郊外店の出店等に対して景観への配慮を働きかける等、歴史的市街地を囲む環状道路として落ち着いた着きのある通り景観を保全します。



(3) 花宗堰

1) 景観特性

花宗堰は、下流域一帯を潤す花宗川の基点であり、花宗川下流域における人々の生活と矢部川との深い関わりを物語る存在です。

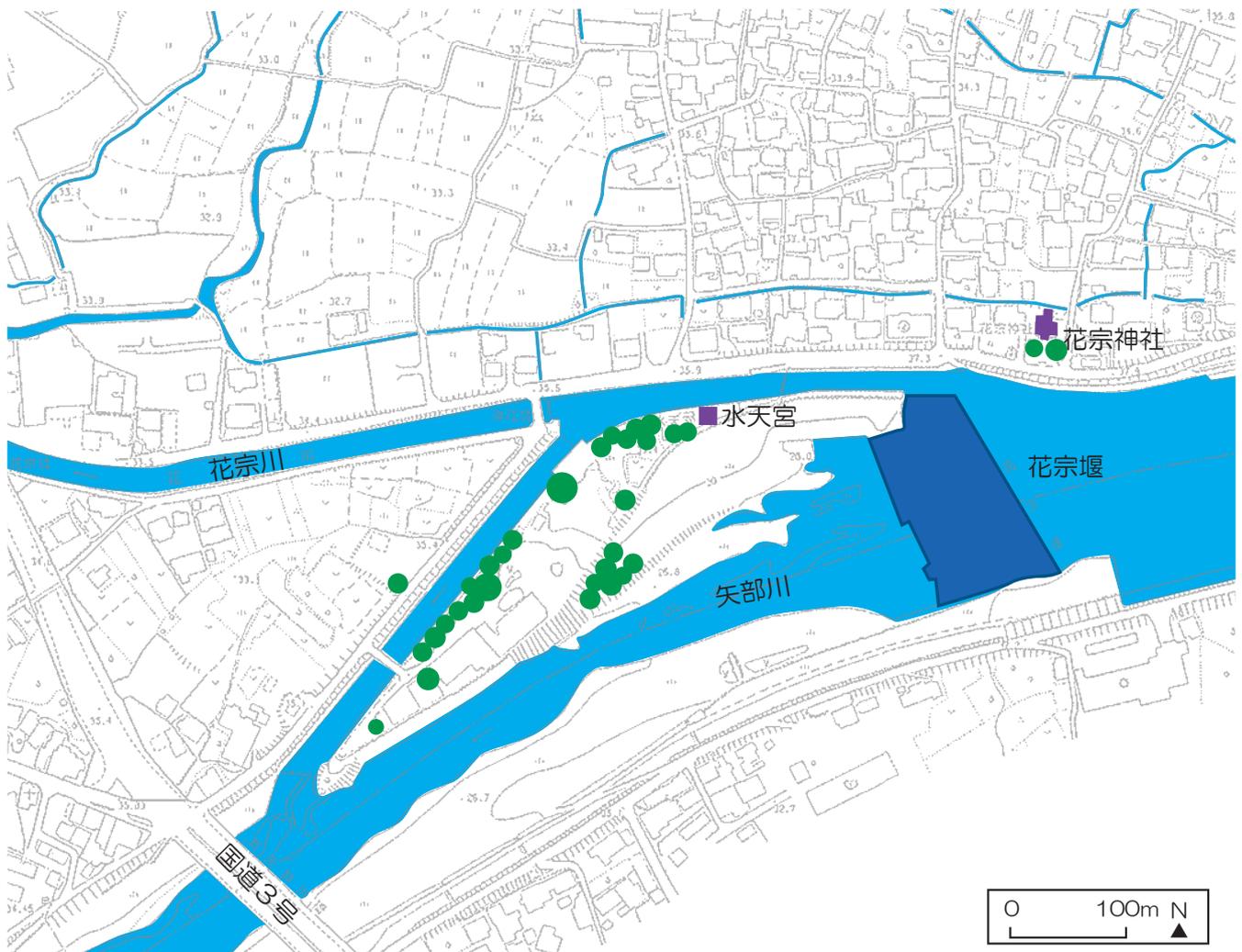
灌漑用水の確保を目的として田中吉政が着工し、次の忠政時代に完成したと伝えられています。

中洲の緑や花宗神社境内に育つイチョウやクス等が花宗堰の水辺景観と調和し、花宗神社の正面には飛形山の眺望が広がる等、雄大な水と緑の景観が構成されています。

年間を通じて、せせらぎが聞こえる美しい花宗堰の景観を見ることができます。右岸には花宗神社や水天宮等が鎮座し、治水・利水の歴史を伝えています。また、花宗神社周辺から花宗堰をみると、その背後には雄大な飛形山の眺望を望むことができます。



●景観特性を構成する景観資源



[矢部川水系と関連する景観]

2) 景観まちづくりの提案

治水・利水の歴史を物語るとともに、矢部川のせせらぎを感じることができる花宗堰を中心に構成される水と緑の景観を保全します。

●花宗神社の景観保全

水害との戦いの歴史を語る花宗神社の建築物と境内に生育するクスやイチョウの大樹を保全します。

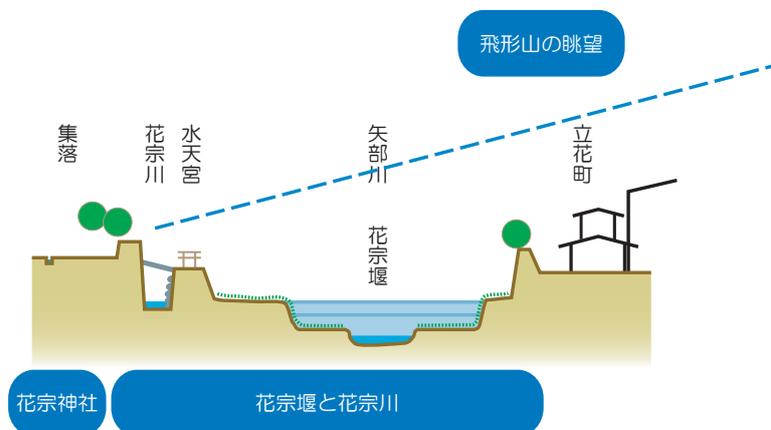
●花宗堰と花宗川の景観保全・創出

花宗堰は、現状の固定堰の姿を極力保全することを基本とします。

整備が進められる際には、花宗川を含め、治水、利水とともに、景観についても十分な検討を行います。

●飛形山の眺望景観の保全

矢部川の右岸から飛形山を望む美しい眺望景観の保全を目指し、必要に応じて立花町と協力し、その推進を図ります。



(4) 宮野公園や千間土居のクスノキ群

1) 景観特性

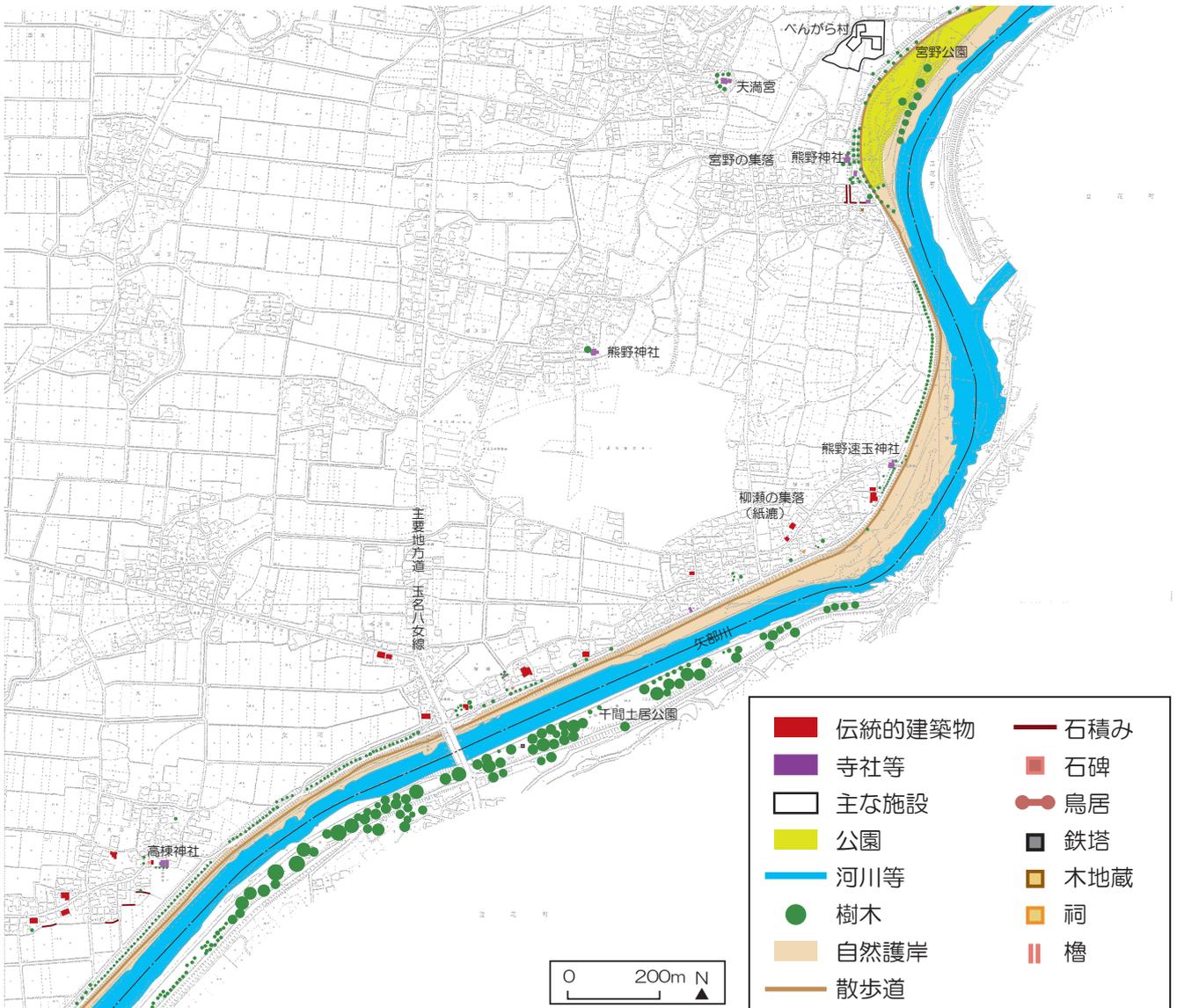
千間土居は、矢部川左岸の曲松から山下まで約1300mの堤防です。元禄8年(1695)、田尻惣助と惣馬の親子の指示のもと急ピッチで工事が進められ、完成しました。矢部川の治水の歴史を物語る存在です。

矢部川右岸側には、矢部川の景観を楽しむことのできる散策路が整備されています。春先にはナノハナやサクラが咲きほこり、重厚なクスノキの緑と相俟って、色とりどりの花々で彩られた美しい河川景観をみることができます。

矢部川に沿って、大きく育ったクスノキが連続し、矢部川の水面と相俟って潤いのある河川景観が構成されています。べんがら村も隣接する宮野公園から千間土居にかけての右岸側には散策路が設けられ、サクラの咲く春先をはじめ、緑豊かな美しい河川景観を見ることができます。



● 景観特性を構成する景観資源



[矢部川水系と関連する景観]

2) 景観まちづくりの提案

べんがら村も隣接する宮野公園から千間土居に至る堤防上の道路を中心として、水と緑の連続する景観を保全します。

●宮野公園の景観保全

クスの並木で構成される河川景観を保全します。

クスノキ群や堤防を強化するための築堤の遺構等を保全します。

●べんがら村及びその周辺の景観創出

水と緑豊かな周囲の景観に配慮し、増改築等の際にも、健康増進施設として落ち着いた色彩、形態意匠を採用に心がけます。また、そのデザインの採用については、べんがら村周辺における建築・開発行為等にも働きかけます。

●飛形山の眺望景観の保全

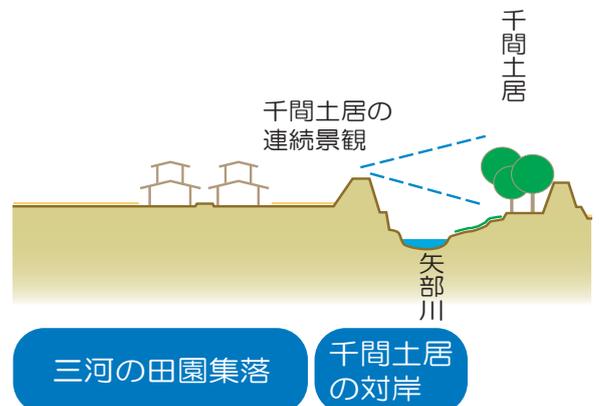
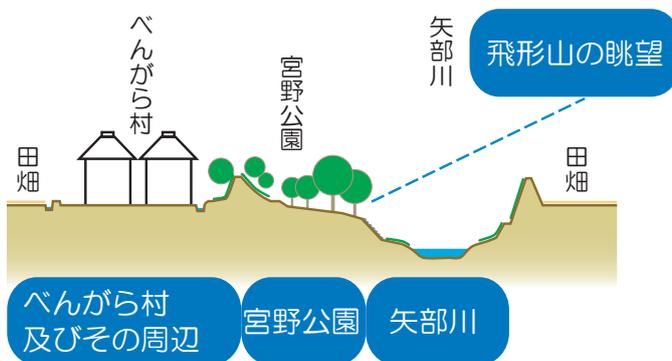
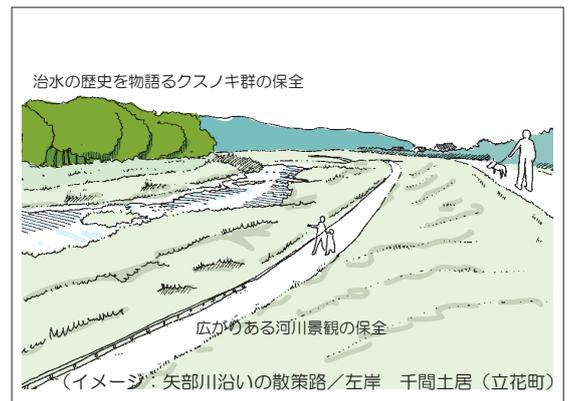
飛形山の眺望景観を損なうような建築や開発行為を防止する等、重要な視点場としての景観を保全します。

●千間土居対岸の景観保全

千間土居の対岸を通る堤防上の道路を視点場として保全します。クスノキ群の連続性を阻害するような建築・開発行為については、必要に応じて立花町との連携にも取り組みます。

●三河の田園集落景観の保全

堤防上を通る道路から眺望できる三河一帯の田園景観を保全します。



(5) 「ひ・ふ・み・よ橋」等の石橋群

1) 景観特性

「ひ・ふ・み・よ橋」は、八女で培われた石工技術の歴史と技術の高さを象徴する代表的な石橋群です。

旧八女郡の八女地方には、現在、50 数橋の石造の眼鏡橋が現存し、その多くは今でも現役として利用されています。これらの眼鏡橋は、殆どが天保年間（1830年頃）から昭和初期（1930年頃）までの約100年間に築造されたものです。石橋の中でも上陽町を貫流する星野川に架かる洗玉橋、寄口橋、大瀬橋、宮ヶ原橋の四つの眼鏡橋は、上流からそれぞれ一連、二連、三連、四連構造であることにちなんで、「ひ・ふ・み・よ橋」の通称で親しまれています。



星野川に架設された石橋の多くは、道路からの見通しも良好です。石橋の際の護岸には、部分的に石積箇所も残されており、周囲の緑と調和した重厚な石造の姿を誰もが目にすることができます。

●景観特性を構成する景観資源



[矢部川水系と関連する景観]

2) 景観まちづくりの提案

石橋とともに石橋を取り巻く水と緑の景観を保全します。特に、見通しのよい個所については、視点場として設定し、魅力ある石橋の景観を保全し、創出します。

●石橋のある景観の保全

八女固有の代表的な景観として、今後とも石橋を保存します。

補強等が進められる際には、その機能性とともに、景観面についても十分考慮した工法を採用します。

●河岸の景観保全・創出

石橋と一体となった石積護岸を保全します。

設定された視点場からの見通しを中心として、河岸の道路を中心に石橋の背景を阻害するような屋外広告物等の設置を抑制します。

崩落個所の修復や護岸の補強等が進められる際には、景観面についても十分考慮した工法を採用します。



(6) 惣川内廻水路と北田形の農村集落

1) 景観特性

惣川内廻水路は、久留米藩と柳川藩の御境川となった矢部川の水争いの歴史を物語る存在であり、今も北田形の農村集落を潤しています。

黒木町湯辺田から取水された水は、柳島の手前で矢部川にそそぎます。1761(宝暦11年)に整備されたこの廻水路の整備が、堰を迂回する廻水路による取水方式が成立したと言われています。

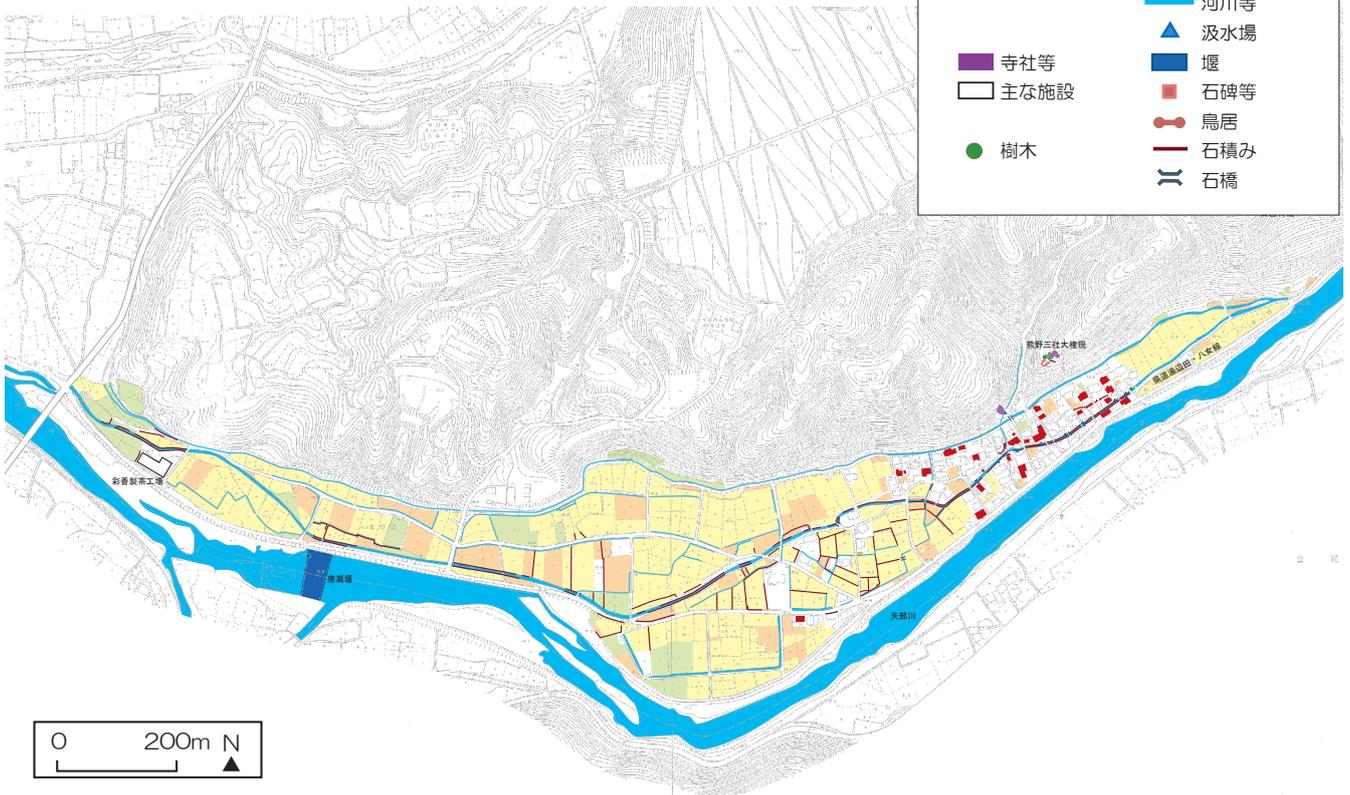
山地と矢部川に挟まれた集落が北田形です。集落の西側には近代的で大規模なほ場整備を受けることなく現在に至る農地が広がり、廻水路と一帯となった農村集落の構成が今も維持されて

います。北田形の集落内には、陣山に熊野神社、八龍に八龍田神が置かれ、観音堂の位置には筑紫広門の時代に大正寺が存在していたとも伝えられ、集落の成立は廻水路ができる前ではないかと考えられています。

昭和28年には、大水害にも見舞われていますが、集落内には今も茅葺きの農家住宅等も見られます。廻水路沿いには多くの水汲場が存在し、石積の廻水路を中心とする農村集落としての景観が残されています。また、矢部川沿いの堤防は低く、川沿いの道路から美しい河川を間近に見ることができます。



●景観特性を構成する景観資源



[矢部川水系と関連する景観]

2) 景観まちづくりの提案

緻密な水の流れを明らかとし、矢部川と緑豊かな急斜面に挟まれた中に成立する惣川内廻水路を骨格とする北田形の農村集落としての景観を保全します。

●惣川内廻水路の水路景観の保全

緻密な水の流れを明らかにし、地元住民の惣川内廻水路に対する意識向上を通して廻水路の歴史的な存在意義を高め、矢部川流域に展開する特異な水路景観の一つとして自然石護岸、自然の川床、自然石でつくられた水汲場等が織り成す景観を水との関わりの深い生活感のある景観として保全します。

●惣川内廻水路の水で潤される農村集落の景観保全・創出

廻水路により潤される昔ながらの農村集落としての景観を保全するため、耕作地では、営農を促し、耕作放棄地の発生を防止します。他方、居住地である集落内では、伝統的な傾斜屋根により構成される美しい屋根並みの景観を保全・創出します。

●矢部川河畔の景観保全

水害対策に配慮しつつ、川沿いから間近に見える自然護岸や自然の川床で構成される美しい河川景観を保全します。

将来的に河川改修が進められる際には、多自然型の河川整備の導入等を検討し、コンクリート護岸の改修を含め周囲の自然景観等と調和した河川景観を創出します。

●斜面緑地の景観保全

急傾斜地として地崩れ対策等に配慮しつつ、混成の広葉樹林を保全します。

急傾斜地の整備が進められる際には、周囲の景観と調和する工法の採用を十分に検討します。



(7) 山ノ井堰・中ノ井堰

1) 景観特性

山ノ井堰と中ノ井堰は、ともに星野川に設けられ、それぞれ山ノ井川、中ノ井川の基点となる堰です。築造された歴史は古く、かねてより星野川が人々の生活に欠かせない存在であったことを物語っています。

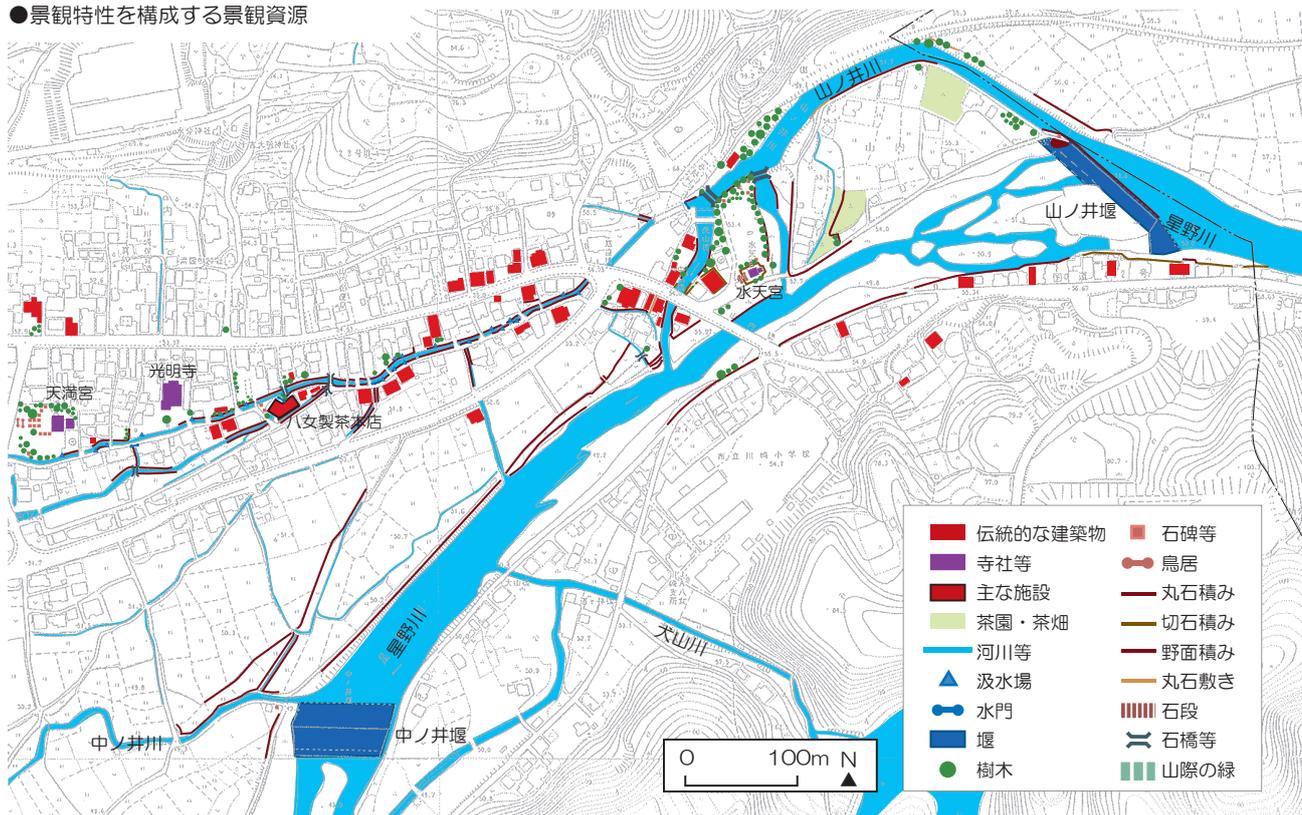
2つの堰は、ともに道路から少し離れた場所に位置し、歩いて近づくと、星野川のせせらぎの音が聞こえ、水の流れる堰が現れます。川石を使用した工法で築造されており、昔ながらの固定堰としての姿を留めています。川沿いには、石積護岸が続いています。

特に、山ノ井川は、川幅はそれ程広くありませんが、筑後川水系を構成する国指定の一級河川です。灌漑面積は市域を超え、星野川の水を一手に受け水量も豊富です。山ノ井川沿いを歩くと、自然石で作られた水汲場を数多く見かけることができます。きれいな川の水をいかし、洗いものを川の水で行う習慣が今も維持されています。

山ノ井川の取水口には山ノ井公園が位置し、山内水天宮が祀られています。また、山内、忠見、岩崎では川まつりが継承され、藁で作った川祭りのお飾りが川沿いに供えられています。昔ながらの水と人との関わりが今に継承されていることを物語っています。



●景観特性を構成する景観資源



[矢部川水系と関連する景観]

2) 景観まちづくりの提案

山ノ井堰と中ノ井堰が設けられた星野川を中心として山内水天宮や水汲場、石積護岸等、堰とともに人の手によって築造された歴史等を物語る景観を保全します。

- 山ノ井堰と中ノ井堰が設けられた星野川の景観保全・創出
山ノ井堰や中ノ井堰は、現状の固定堰の姿を極力保全することを基本とします。

併せて、堰と同様の川石が使用された石積護岸等を保全します。

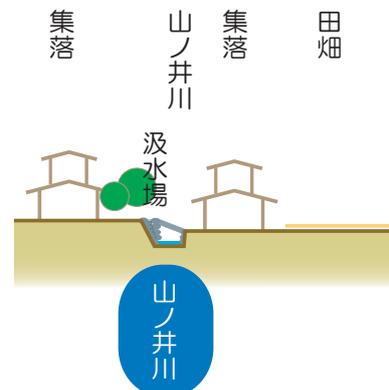
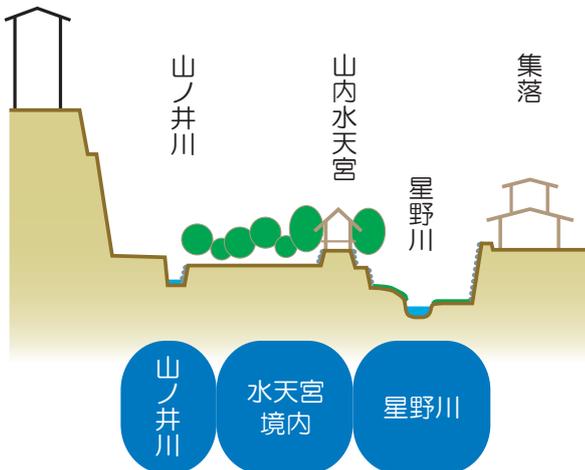
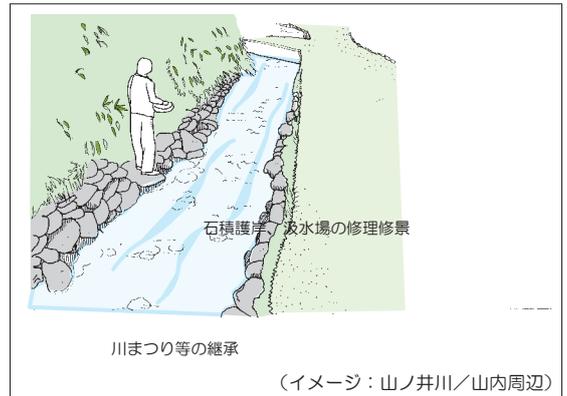
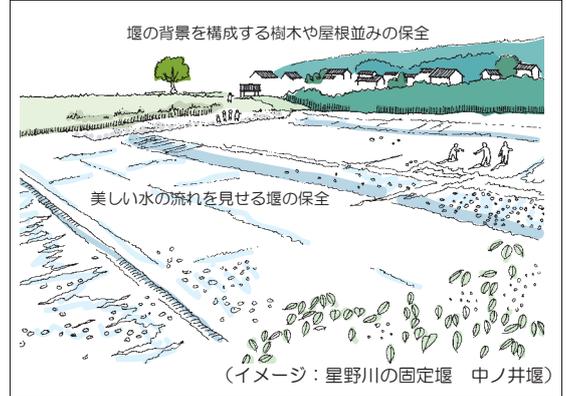
整備が進められる際には、治水、利水とともに、景観についても十分な検討を行います。

- 水天宮が鎮座する山ノ井公園の景観保全・創出
水天宮神社も鎮座する水に関わりの深い公園として、周囲の水辺と調和した公園としての景観を保全・創出します。

整備が進められる際には、山ノ井堰等を目当てに訪れた人々が立ち寄りやすい、その存在がわかりやすい公園整備について十分検討します。

- 集落内を流れる山ノ井川の景観保全

山ノ井川を構成する石積護岸や石造りの水汲場等を保全するとともに、川の水を利用する慣習や川まつりの継承等を通して、水と人との深い関わりが感じられるくらしの景観を保全します。



(8) 八女丘陵の古墳群

1) 景観特性

八女丘陵の古墳群は、八女地方に古墳文化が花開いた地であること物語る存在です。

代表的なものとしては、史跡指定を受ける岩戸山古墳（国指定）、乗場古墳（国指定）、茶臼塚古墳（国指定）、丸山塚古墳（国指定）、丸山古墳（国指定）等があげられます。

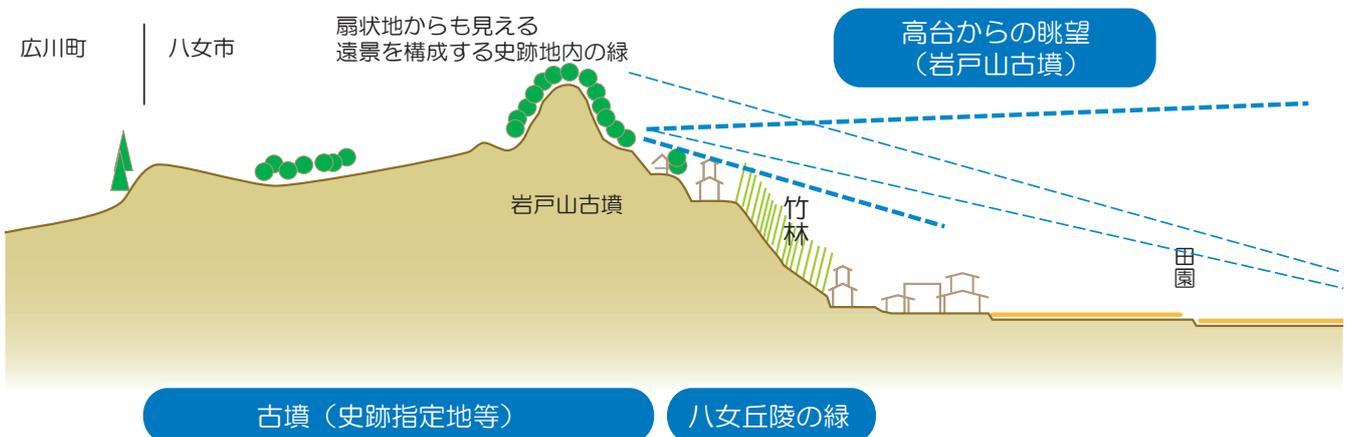
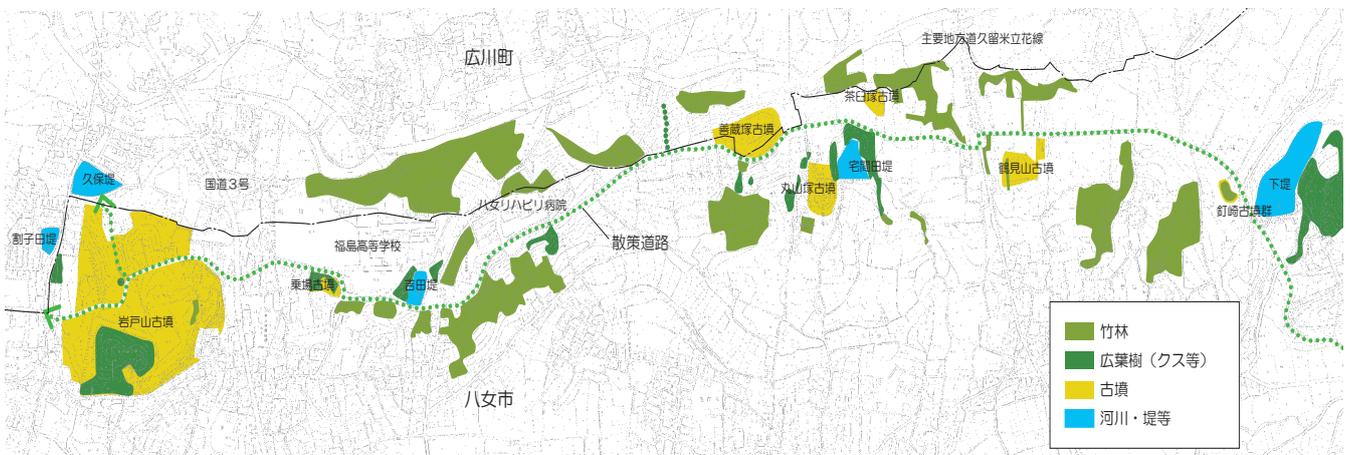
その多くは公有化の後、保存整備や環境整備が施され、広く一般に公開されています。丸山塚古墳や岩戸山古墳からは八女扇状地の美しい眺望を望むこともできます。また、八女丘陵の稜線を東西に延びる道路によって結ばれ、一連の古墳群としての存在を身近に感じることができます。

他方、八女丘陵では、史跡地内を含め、多くの広葉樹をみることができます。これらはの根の発育は地下遺構への影響も危惧されるところですが、生い茂る木々は、斜面緑地の連続性を保ち、扇状地に広がる市街地景観に潤いを与えています。

近年、大規模な医療福祉施設等が目立っていますが全体として緑豊かな八女丘陵の姿が維持されています。



●景観特性を構成する景観資源



[遺跡のある景観]

2) 景観まちづくりの提案

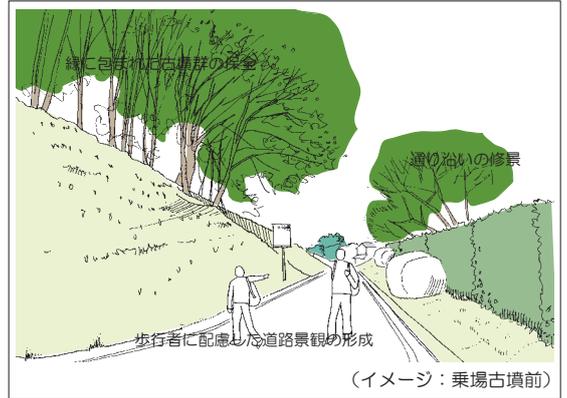
古墳群と斜面地の緑をいかし、歴史と緑が連続する八女丘陵の景観を保全します。

・八女丘陵の緑の連続性を損なう、あるいは眺望を阻害するような建築や開発行為等に対しては、景観面からその適切な誘導を図り、緑の背景で構成される眺望景観等を保全します。

●古墳のある景観の保全・創出

緑と共生する古墳群としての景観を保全します。

古墳群を結ぶ丘陵の稜線を通る道路は、歴史の散歩道として、その沿道景観を保全します。



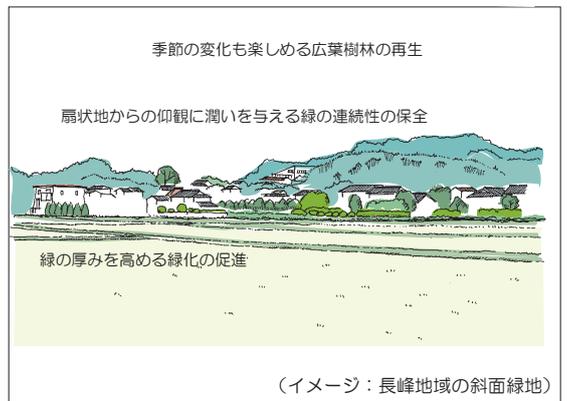
(イメージ：乗場古墳前)

●八女丘陵の緑の景観保全

扇状地からの仰観に背景を構成し、潤いを与える緑の連続性を保全します。

集落や住宅地については、緑化の促進を図ります。

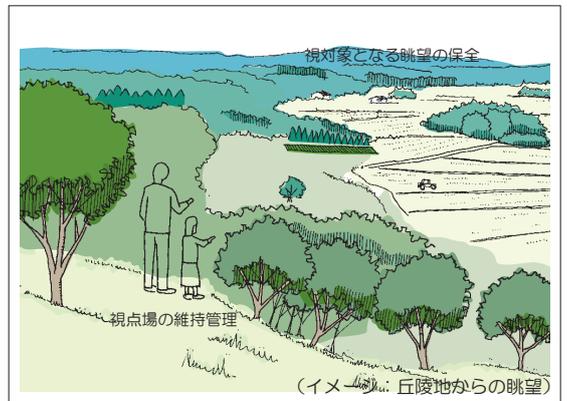
竹林の適切な維持管理を進めるとともに、場所によっては季節の変化も楽しめる広葉樹林として保全します。



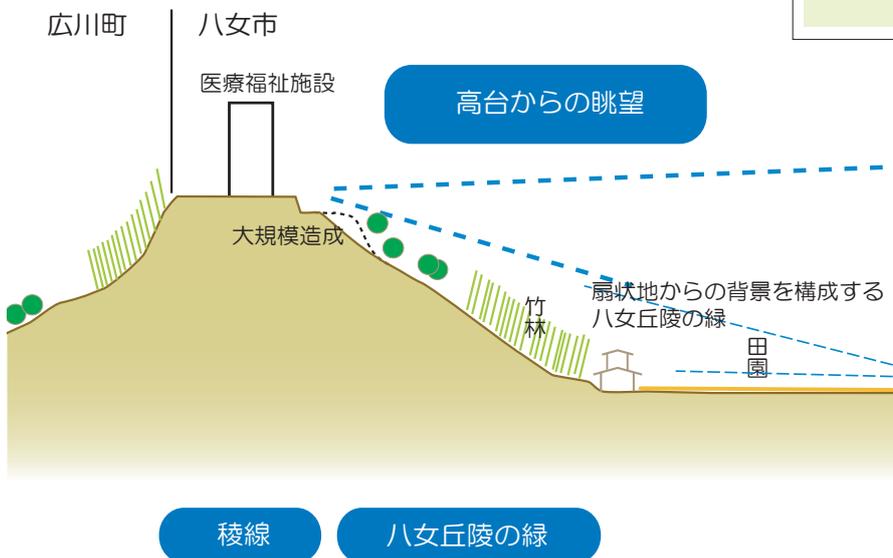
(イメージ：長峰地域の斜面緑地)

●高台からの眺望の保全

眺望景観の視点場を把握し、誰もが訪れやすい視点場を設けます。また、その視点場から見える眺望を保全します。



(イメージ：丘陵地からの眺望)



(9) 飯塚の山村集落

1) 景観特性

飯塚の山村集落は、茶業の盛んな山村集落としての姿を物語る存在であり、5月上旬頃に斜面地に広がる藁（ワラ）の覆いかげの景観が特徴的です。

集落は、上横山地区に位置し、世帯数39戸で人口118人（上陽町閉町記念誌より）の山あいの集落です。茅葺きの農家住宅をはじめ伝統的な農家住宅が点在しています。玉露の生産が盛んで集落内やその周辺に茶畑や茶園を見ることができます。

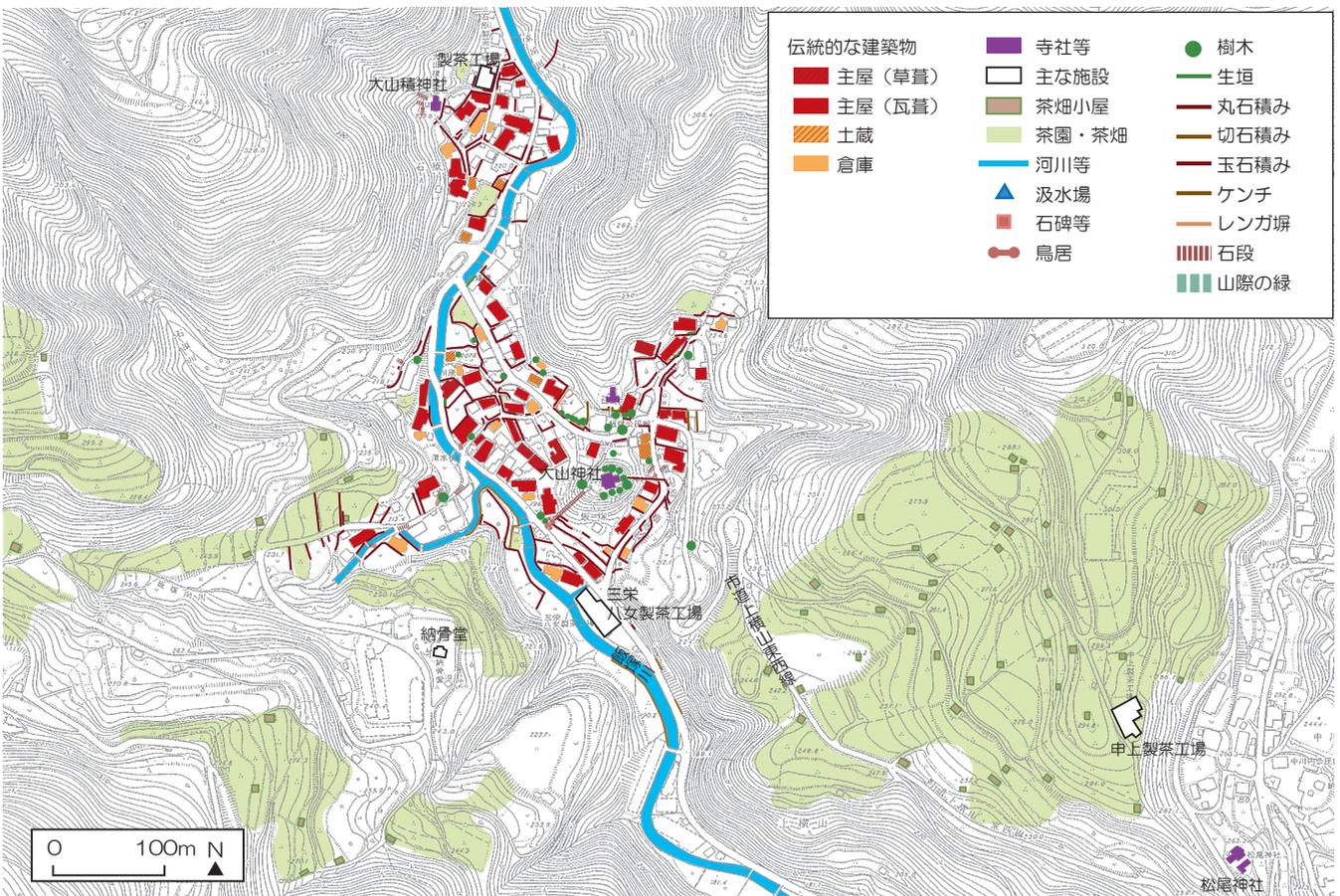
集落の中心には大山積神社、毘沙門天堂等があり、集落の歴史を物語っています。大山積神社は集落に囲まれた小高い丘の上に鎮座し、境内からは集落を見下ろすことができます。

藁（ワラ）の覆いかげの景観は、玉露の生産を物語るものであり、5月の風物詩となっています。

集落の際を流れる川は飯塚川です。水もきれいなため、初夏の夜にはゲンジボタルが川を彩ります。



●景観特性を構成する景観資源



(10) 納又の山村集落

1) 景観特性

納又の山村集落は、1521年創建の西光寺の他、天満宮、金毘羅宮、滝の宮不動尊等があり、山あいにも古くから集落が形成されてきたことを物語る代表的な集落です。

集落は、かんかけ峠の麓にあり、旧上陽町の中でも標高の高い山あいに位置する集落です。世帯数は39戸で人口は133人（上陽町閉町記念誌）で、旧上陽町の中でも比較的規模の大きな集落です。

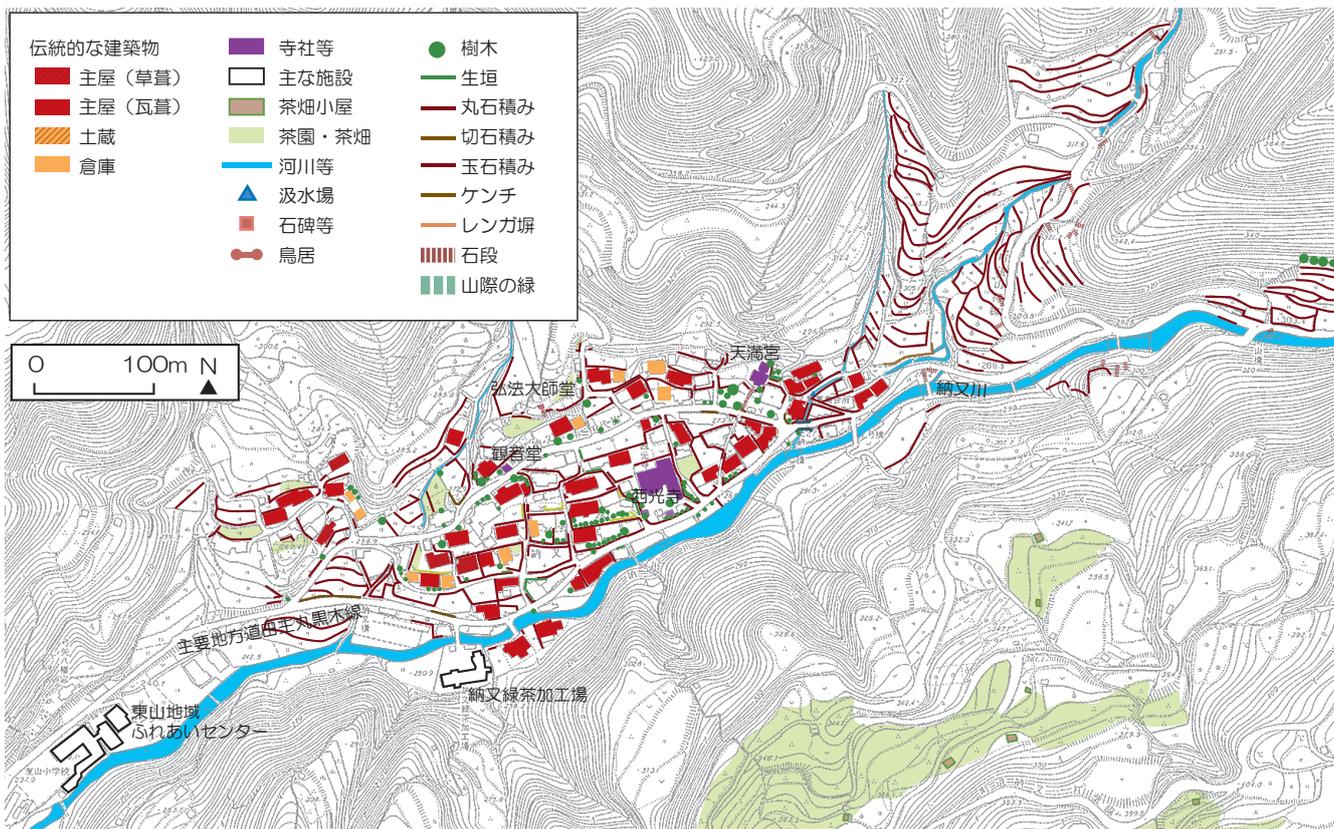
集落内には、太い材を使用した漆喰塗りの伝統的な農家住宅が数多く残されています。農家住宅の殆どは、広い前庭を有し、その周囲には茶畑や生垣として植えられた茶の木等を見ることができます。石積も数多く見られ、重厚な集落景観が構成されています。

集落内にも茶畑が点在し、庭先には茶の生垣を設けた農家住宅等も見られる等、茶業との深い関わりを物語っています。

納又の集落を包む山肌は、急傾斜の斜面地で構成され、その多くがスギ・ヒノキ林です。生活の場としての集落景観と相まって、深い緑の景観を構成しています。



● 景観特性を構成する景観資源



[山村・農村の景観]

2) 景観まちづくりの提案

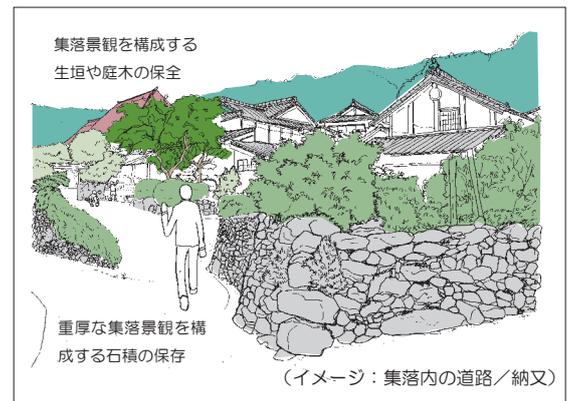
飯塚の集落と同様に、生涯学習、学校教育、観光、食育等への活用を見据えつつ、八女茶の生産を物語る文化的な景観としてその価値や意義を明らかにし、山肌の緑や八女茶の生産に古くから関わってきた集落の居住域を含む集落全景の保全に取り組みます。

●斜面緑地の景観保全

集落を縁取る斜面緑地の皆伐等を控えるとともに、防災に関する事業等との連携を図りつつ、斜面緑地の景観を保全します。

●納又の集落景観の保全・創出

伝統的な農家住宅と石積、そして茶の木等で構成される有機的な集落景観を保全します。他方、空き家等を活用し、新たな住人を得て、持続的な維持管理を確保します。空き家の活用等にあたっては、伝統的な農家住宅の家屋調査や石積の現況調査を実施しそのストックを図り、その評価を通して、新しさも兼ね備えた集落景観の創出に努めます。

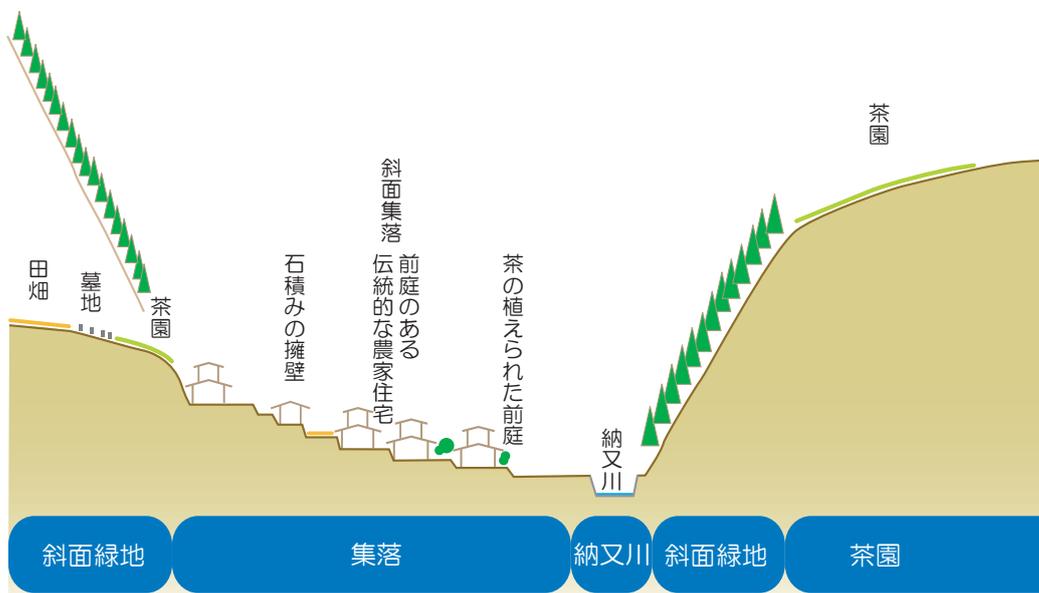


●納又川の多自然型河川景観の創出

将来的な河川整備の際には、多自然型の河川景観として、その再生に努めます。

●茶園の景観保全

周囲の樹林地を保全し、自然地形にそぐわない極端な切土や盛土が行われる茶園開発等は防止します。石積の箇所については、崩落等の際もコンクリートの使用は控え、石積の伝統工法による整備に努めます。



(11) 飛形山に見える三河・八幡の田園地帯

1) 景観特性

三河・八幡の田園地帯からは、飛形山が望まれ、その景観は八女地方の象徴的な存在です。

三河・八幡一帯は、優良農地で構成される田園地帯です。花卉や野菜類を栽培するビニールハウスも増えていますが、大部分は田園景観が広がっています。田園の景観によって、水が張られた水田の景観、緑の青田の景観、稲穂が色づく収穫の景観と季節の変化を感じとることができます。

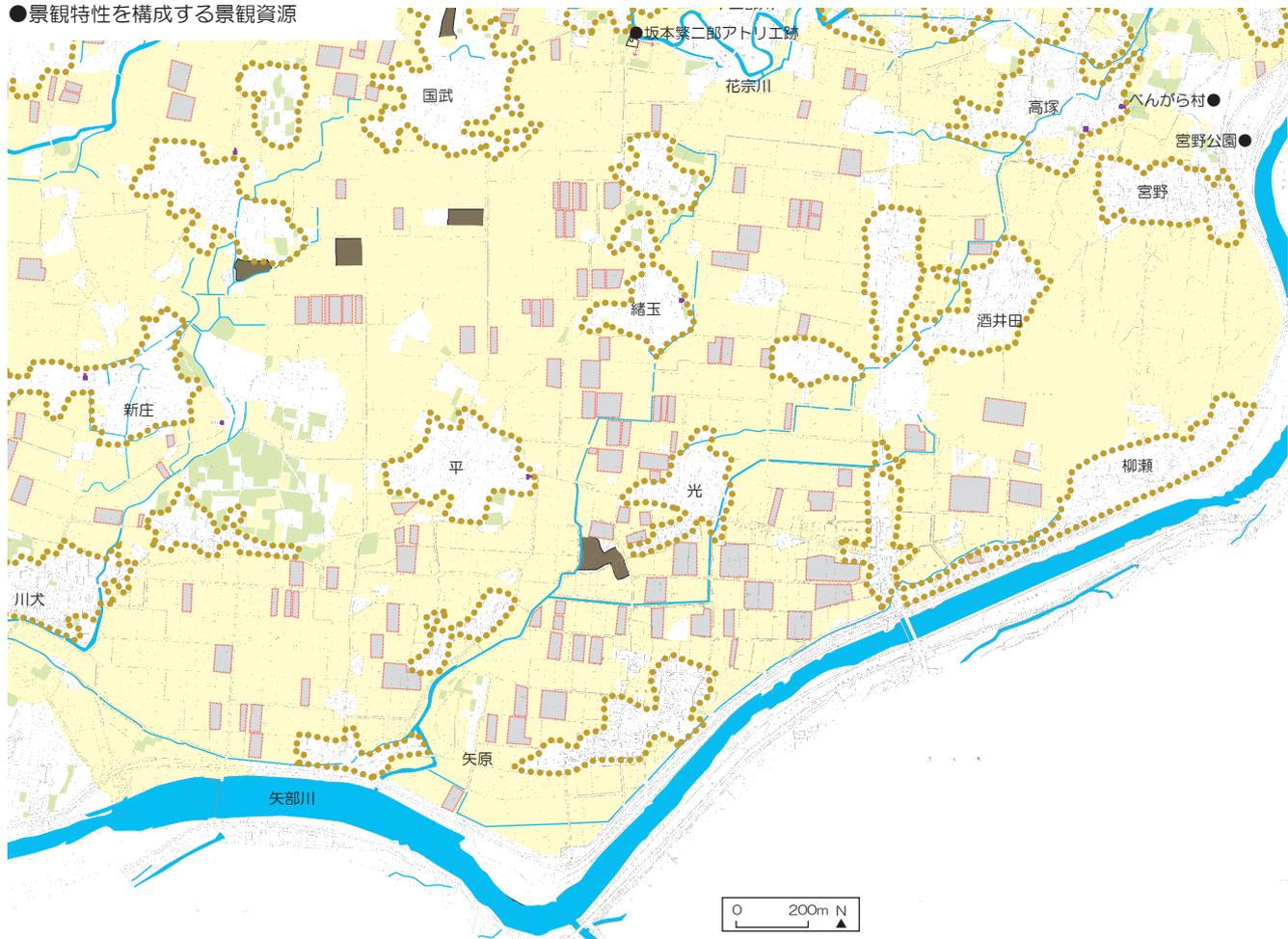
三河・八幡の田園地帯の中には、高塚、宮野、酒井田、柳瀬、光、緒玉、矢原、平、川犬等といった農村集落が点在しています。各集落内には神社が祀られ、集落の成立の歴史を物語っています。伝統的な農家住宅も数多く残されており、昔ながらの農村集落としての佇まいが維持されています。

三河・八幡一帯から南方を望むと、遠くに飛形山の山並みを望むことができます。田園地帯と飛形山の山並みが織り成す景観は、坂本繁二郎のアトリエ跡や宮野公園等をはじめ、三河・八幡一帯で広く見ることができます。

アトリエには収蔵庫が残され、収蔵庫の周囲にはかつて坂本繁二郎も愛でたであろう庭木が大きく茂っています。花宗川沿いには、サクラの並木が連続し、遠く飛形山を望むことができます。



●景観特性を構成する景観資源



生業景観

2) 景観まちづくりの提案

季節の変化を織り成す田園景観の保全とともに、田園景観の背景を構成する飛形山の山並みの景観を保全します。

山並みと田園が織り成す広がりのある景観に変化を与える集落景観を保全します。

坂本繁二郎のアトリエ跡周辺については、坂本繁二郎が歩んだ地として、魅力を感じられる景観を創出します。

●三河・八幡の田園地帯と農村集落景観の保全

稲作を中心として営農を促し、耕作放棄地の発生を抑制します。

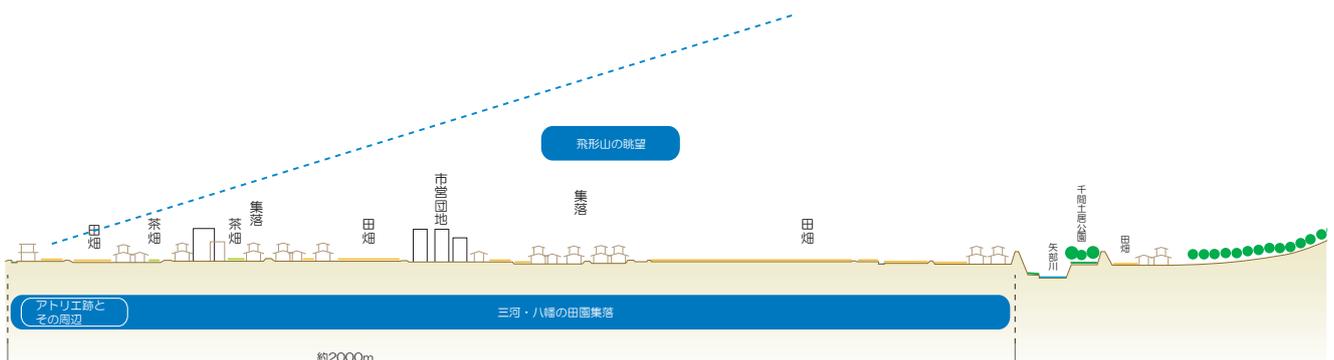
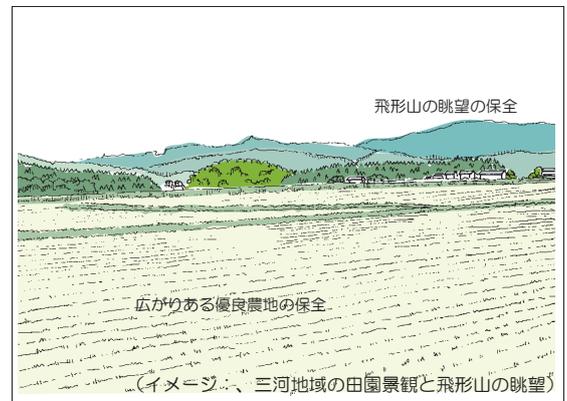
寺社及び境内の高木、伝統的な農家住宅等、昔ながらの農村集落の景観を保全します。

●飛形山の眺望の保全

飛形山の山並み景観に配慮した建築行為や開発行為を誘導する等、広がりが感じられる三河・八幡一帯の景観を保全します。

●坂本繁二郎のアトリエ跡とその周辺の景観保全・創出

アトリエ跡や繁二郎の住まいからアトリエに通ったであろう十三部川沿いの小道から見渡せる景観等を保全するとともに、来訪者等が歩きたくなるような景観を創出します。



(12) 八女中央大茶園

1) 景観特性

八女中央大茶園は、県営のパイロット事業として、昭和43年（1968）、昭和44年～昭和48年（1969～1973）の五カ年にわたる工期で着工されました。地区面積は100haを超え、うち耕地面積が約85haに及びます。八女地方で見られる大茶園の代表的な存在であり、茶業の発展を物語る近代化遺産とも考えます。



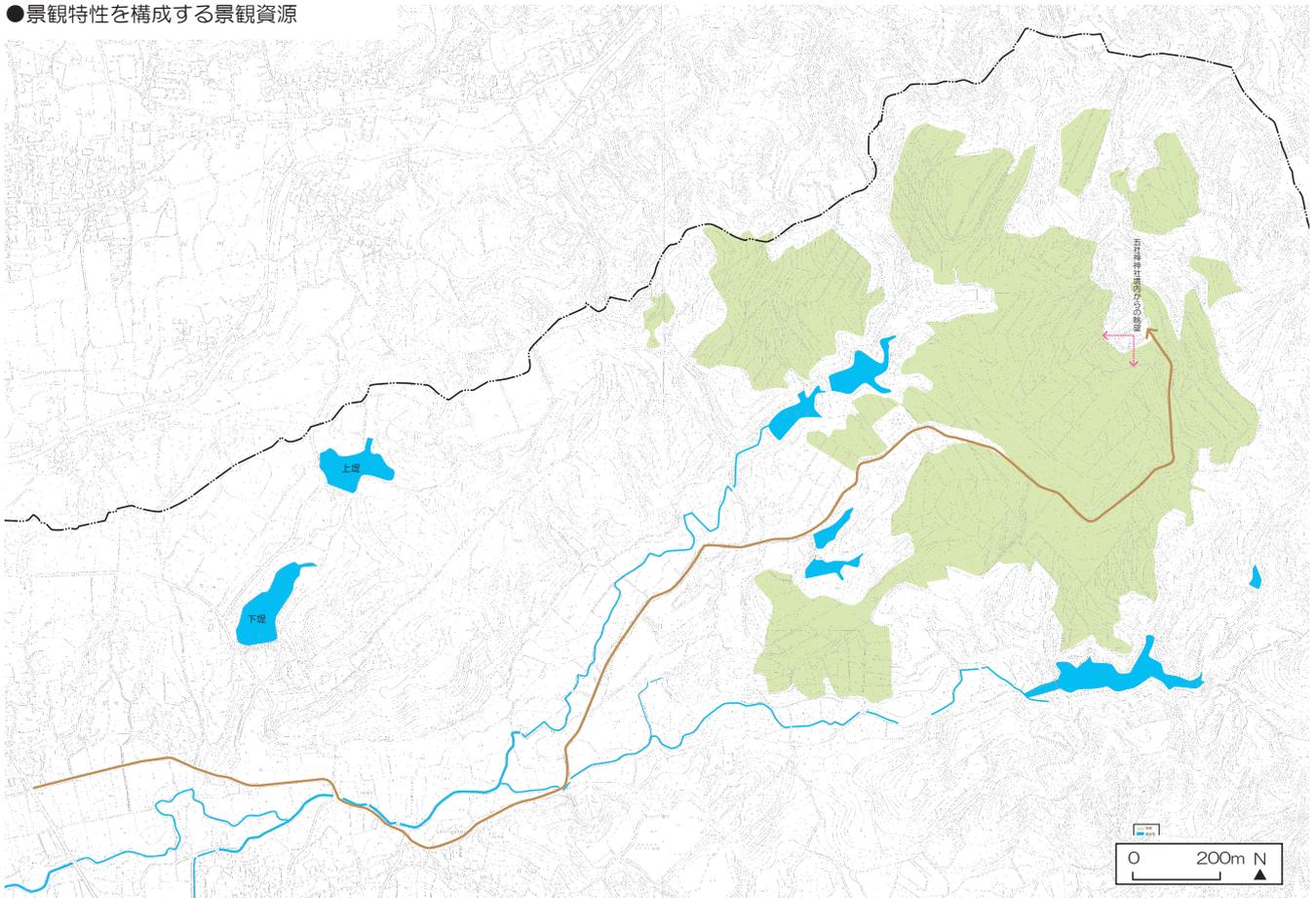
当初、造成に際して、植栽される基幹作物の検討が県・市・農協等の協力のもとに行われ、茶園として造成されることが決められました。茶の作付け後は、茶の増収、品質の向上と省力化を図る施設や製茶加工のための近代的大型工場等が設置されました。

こうして茶業経営におけるモデル的な近代茶園団地として形成されました。忠見の奥に位置する八女丘陵のなだらかな地形に広がり、周囲は樹林地に囲まれています。生産性の向上に向けて、近代的な工場が立地する他、機械化も進められ、現代における茶の生産技術を知ることもできます。

丘陵部から扇状地に向かう谷筋を中心に大規模な工場や医療福祉施設の進出が進んでいますが、その外縁部には豊かな自然林も残されており、緑と大茶園の景観が相待った美しい景観が維持されています。

大茶園が広がる斜面地の小高い丘の上には五社神が祀られています。この境内地から八女丘陵の緑に包まれた、美しい大茶園の眺望をみることができます。

●景観特性を構成する景観資源



生業景観]

2) 景観まちづくりの提案

生産性の向上を妨げることなく、大茶園の景観の保全に取り組みます。

大茶園の景観の保全については、五社神の境内を視点場とする眺望景観の保全を特に重視します。

また、今後は、来訪者の受け入れ等にも配慮し、便益施設等の確保にも取り組んでいきます。

●大茶園の景観保全

大茶園の茶を景観作物とし、その生産を景観面からも支援します。

また、大茶園の景観を阻害するような開発行為は防止し、周囲の緑と調したなだらかで広がりのある大茶園の景観を保全します。

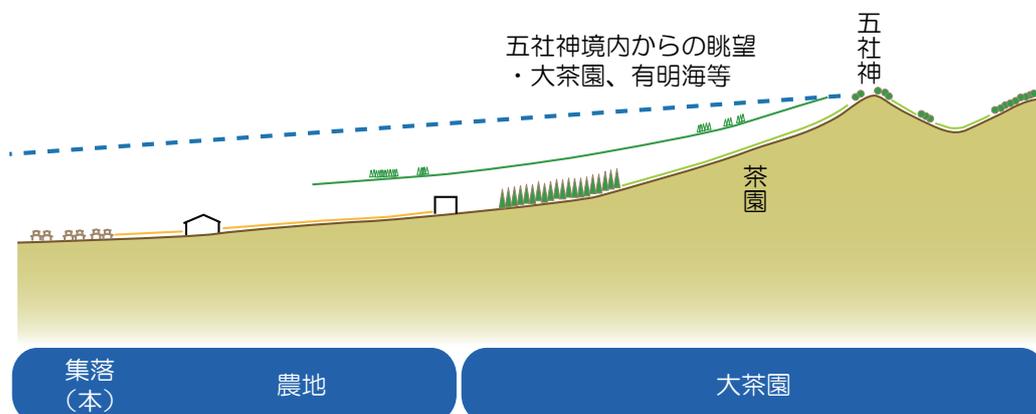
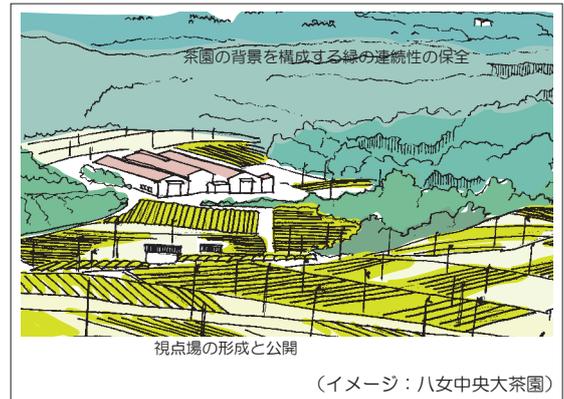
●眺望の保全・創出

五社神境内を大茶園の眺望点と位置づけ、大茶園を望む視界を確保し、境内のサクラを保全するなど、その魅力づくりに努めます。

また、必要に応じて、眺望の保全に関する景観誘導に取り組みます。

●農地と集落の景観保全・創出

身近な生活の中で維持されてきた大茶園として、道程に位置する昔ながらの集落や田園景観を保全します。併せて、大茶園に至る道路沿道を中心に景観整備を誘導します。



4-3 八女文化的景観をいかす景観まちづくりの具体的推進に向けて

八女文化的景観をいかす景観まちづくりの具体的推進に向けて、典型的な八女文化的景観の中から先行地区を指定し、景観整備に係る事業を導入します。

(1) 先行地区の選定要件

先行地区の選定にあたっては、以下の選定基準のいずれかを満たすことを要件とします。

【独自性】 八女の自然・歴史・文化・生業をあらわす特徴的な景観

【象徴性】 旧自治体の中心地区または代表的景観

【実現性】 市民の主体的なまちづくりの取り組みがあるなど、地区指定や事業導入にあたって関係者の合意が得やすい地区

【効果】 景観まちづくりの目的である地域の活性化等について高い効果が期待できる地区

(2) 先行地区指定の流れ

景観計画区域内の八女文化的景観については、先行地区として選定要件を満たした地区から平成 22 年度から順次地元協議に入り、景観審議会に諮りながら、おおむね 1 年後の地区指定、事業導入を目指します。

また、平行して平成 22 年度から合併町村の景観についての追加調査を行い、新たな八女文化的景観を抽出し、平成 23 年度中には八女市全域を景観計画区域とする景観まちづくり計画に変更します。その後平成 24 年度から、新たな八女文化的景観の中から先行地区を選定し、地区指定を進めていきます。

(3) 地区指定後の具体的な景観まちづくりの取り組み

八女文化的景観地区に指定した地区では、その景観を守るために景観形成に関して基準を設け規制すると同時に、積極的に景観整備のための事業を導入し、他にも市の観光戦略とリンクした観光資源の整備事業、空き家対策や定住化促進、環境保全や伝統文化継承、農地や山林の保全に関する事業を活用して整備を行います。

(4) 具体的実現にあたっての課題の克服

地区指定と事業導入にあたり、関係者の合意形成と八女市の財政的状況が課題となってきます。

景観まちづくりは「地域の活性化・環境の保全・地域文化の継承・人々の定住」を目的としています。また市民からは、八女らしい美しい景観は八女市のイメージアップになり、将来を担う子供達の豊かな情緒を育むと、大きな期待が寄せられています。

関係者の合意形成ため、景観まちづくりの目的を共有するとともに、具体的な整備事業等の利点を示し、理解を得るよう努めます。

また、市の財政については、景観まちづくりは八女市の将来にとって必要な投資であることを認識し、投資効果の高い地区から取り組み、確実に成果を上げるよう努めます。